

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成30年6月8日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
庶務議事課長補佐	田 上 洋 子 君

平成30年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成30年6月8日(金) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 休会の件

午前10時01分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、4番甲斐徳之助君。

[4番甲斐徳之助君登壇]

○4番(甲斐徳之助君) 皆様、おはようございます。2日目、よろしくお願ひします。

雄徳クラブで活動している甲斐徳之助です。引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声にあわせ活動しております。今定例会は、具体的に寄せられました事案を確認の意味で取り上げさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、通告に従ひ、一括方式プラス一問一答方式にて質問いたします。

全体で大きく分けて2項目の質問をいたします。

まず、市内、小・中学校の授業形態及び施設使用料等についてのお尋ねをいたします。

1点目といたしまして、土曜日の授業についてのあり方に関連し、何点かお尋ねします。

本市におきましては、奥野小学校など英語教育の充実という形で力を注いで取り組んでいるところではありますが、通常の日常の授業の中でどのような時間割の中で組んでいるのか、また英語教育の今後の可能性をまずお聞きたいします。

2つ目といたしまして、夏期のプール授業、水泳でございますが、こちらのほうが皆様が御存じのように、市内の中学校並びに岡田小学校はバスを利用しての移動教室としており、約3・4時間割の時間を使って実施とお聞きしました。限られた時期の授業であるのは重々承知しておりますが、通常授業の時間帯を使っての移動教室に使うよりは、冒頭に申し上げた土曜

日の時間帯を活用されてはとありますが、この辺の認識も確認いたします。

3点目といたしまして、昨日同僚議員も質問されていらっしゃいましたが、今年度必須科目となりました道徳の授業についてもお尋ねします。人それぞれによって正解のない科目として非常に難しい授業ではないかと私は考えますが、まずどのようにこちらを指導していくのか、授業形態、体系を行うのかお聞きするとともに、これも余裕のある時間帯を有効活用することを推進されてはどうかと思います。土曜日の授業に当ててはどうかと思いますが、その辺のお考えもお聞かせください。

また、土曜日はカッパ塾などを開催していることは重々承知であります。学校の先生方は土曜日にもふだん勤務されていらっしゃると思います。各自治体の教育長の権限で土曜日のあり方の決定権があるとも聞いています。その辺も含め御所見をお伺いしたいと思います。

2点目の質問に移ります。市内スポーツの施設利用についてお聞きいたします。特に、新設する武道場、または野球場、体育館、プール施設の現状と今後を確認いたします。

まずは、武道場であります。約8億2,000万円の総予算をかけていく中で、今後有効に活用していかなければならないと思います。この辺をどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。例えばであります。利用料金の設定金額について、または会場を利用した講座等のカリキュラム設定などがあるかどうかであります。

また、2019年度の国体の空手競技の開催地としても、このせっきくの機会に武道教育をどう考えていくのか。こちらは講座とは違うんですけども、武道教育の考え方もあわせてお答えいただきたいと思います。

同じように、プール施設や体育館のほうも質問させていただきます。

さらには、野球場におきましては使用料が、龍ヶ崎市は使用料無料が多く、土浦市も無料開放と神立公園が4時間1,080円、つくば市が一番高くても2,620円、ほかはほぼ1,040円となっているようで、市民の方より、それに比べ本市においては、市内在住の方で4,320円とあり、野球場の利用料が高いと相談を受けました。もっと安価で球場を利用し野球を楽しみたいと思う市民が多いようでございますが、今後どのように利用料設定をしていくのか、お考え、方針をお聞きします。

大きく分けて2点目の質問に移ります。

未利用地の売却及び今後についてであります。私、平成29年第3回定例議会の一般質問において、今後の財源確保策として、普通財源、土地開発基金で所有している未活用財産の売却を進めると御答弁をいただき、また市営住宅の集約化や市の財産を売却し、民間の土地利用を促し、管理経費の削減、固定収支の増収と答弁をいただいているところであります。これを踏まえまして、幾らかたっておりますので、経緯、実績を含めて改めて御質問させていただきます。

ます。

まず、ここまでの実績はどうであるか、箇所や件数、価格帯。

2つ目としまして、管理方法等はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

以上、大きく分けて2点の項目を一括で質問させていただきます。答弁の内容によっては再度質問するかもしれませんので、よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、未利用地の売却の今後についてお答えいたしたいと思います。

平成29年1月25日に、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と「牛久市不動産売却の斡旋に関する協定書」を締結いたしました。未利用地の売却を進めているところでございます。平成29年度より売却を進めておりまして、これまでに7件、金額として約8,000万円の売却を実施いたしました。

未利用地の売却手続につきましては、茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部と協議の上、物件を選定し、境界ぐい確認のための測量を実施し、庁内に設置しております土地建物取引等に関する審査会において売却を進めるか否かを審議いたします。その後、茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部へ売却価格の査定を依頼するとともに、入札時期を協議した上で、市の意思決定機関である庁議を経て、売却地、予定価格を正式に決定し、入札により売却を進めてございます。

今後の予定につきましては、今年度、10物件程度の入札を予定しております。来年度以降も順次進めたいと思っております。具体的な場所につきましては、正式に売却物件を決定してからの公表になりますので、改めてお示しすることはできません。

また、売却価格につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、不動産取引の専門家である茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部へ査定を依頼して算定し、入札を実施しており、市といたしましても適正な価格と判断しております。御理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私のほうから、英語教育と、プールの指導の実態と、それから道徳授業と、武道教育とを述べさせていただきたいと思います。

まず、英語教育ですが、本市においては、英語教育を特色として実施しているという点では、おくのキャンパスでの取り組みが挙げられます。昨日もお話ししましたように、恵まれた自然環境を生かした環境教育と並んで、国際理解教育や英語教育の充実に力を入れております。奥野小学校では、週3日各15分間のイングリッシュタイムを実施、牛久二中では2年生が福島

のブリティッシュヒルズに1泊2日の研修を実施しております。また、両校ともにALTを2人体制にしたり、姉妹都市であるオレンジ市の学校と、インターネットで会話ができるスカイプによって日常的に英語に親しむ機会をふやしたりしております。

学習指導要領の改訂によりまして、小学校3年生から小学校外国語が今年度より順次スタートしております。これにより、どの学校も英語教育を充実させていくことがさらに重要になっています。完全実施、これは2年後になるんですが、これに備えて本市では今年度からALTを11名から13名に増員し、小学校外国語活動の全ての授業にALTと担任が2人1組で取り組めるようにしました。これは月曜から金曜の通常的时间割の中で実施していきます。また、英語の免許を持たない担任の先生方が自信を持って指導に当たれるよう、指導課では今月15日に神谷小学校を会場として指導方法や評価について学ぶための研修会を実施する予定です。今後も、指導主事が出向いてともに授業づくりをしたり、他校の先進的な取り組みを紹介したりなどして各校の研修を支えていきます。

また、平日の時間割の外で実施している放課後カッパ塾や土曜カッパ塾の取り組みも、学校での授業と相まって、子供たちの英語コミュニケーション能力の向上、学力の向上に寄与しています。市内小学校8校全ての土曜カッパ塾で英語の教室が開設されており、外国人の方や海外在住経験のある英語力にたけた地域の方がかかわってくださり、英語に親しむ活動を中心に活動を行っています。

子供たちが生きていくこれからの未来は、グローバル化が進み、英語をコミュニケーションツールとして働くことが当たり前の世界になることも考えると、英語教育は大変重要です。今後とも、その充実努めてまいりたいと思います。

続きまして、プールの件ですが、甲斐議員御指摘のように、市内の全ての中学校と岡田小学校におきまして、市の運動公園のプール等を利用して授業を行っています。運動公園プールを利用する学校の移動については、市のバスを利用しています。例えば具体的に申しますと、岡田小学校ですと1時間目から3時間目の3時間使うんですが、30分の授業を2セットで60分の水泳授業を実施すると。授業以外の時間として、移動に往復で40分を必要とします。議員の御指摘のとおり、年間3回の往復をしますので、移動での往復の合計が40分の3回で120分かかります。岡田小学校では、この移動等の時間を次のようにして生み出しています。実は、学習指導要領というのは、1年間の授業時数を35週として計算しています。実際には授業のできる週は40週前後ありますので、この35週と40週の間余剰分の時間においてやりくりをしています。

必要な授業時数は十分現在のところ実施しているという状況でありますので、現在のところ、これを土曜日授業に移すという予定はない現状であります。

次に、道徳授業であります。道徳の教科化についてお答えします。

議員御指摘のとおり、今年度から小学校において、来年度から中学校において、道徳の授業が教科として実施されます。

昨日のお話ともダブリますが、この背景をお話ししますと、学校の道徳は2つの観点で進められています。一つは、週に1回ある道徳の授業です。もう一つは、全部の行事とか授業とか、全てを使って道徳性を養っていかうという二通りのスタンスで道徳教育が進められています。

週1回ある道徳の授業は、自由と責任とか、思いやりや感謝とか、公正公平・社会参加とか自然愛護などといったように約22のテーマがあって、その一つ一つを毎時間毎時間行うというような形で道徳の授業を進めています。しかし、現実には音楽会や文化祭、運動会や修学旅行、宿泊学習などさまざまな行事に使われてしまったり、外部のさまざまな団体から依頼された活動のために使われてしまうということも多く、確実に決められた時間数だけ行われていない現状もありました。これは、道徳が教科ではなくて、教科書もない道徳の時間という設定にも要因があったと考えられています。大津市のいじめに端を発する生徒の自死問題や、子供たちの自己肯定感や社会参加の意識の低下などからも、道徳教育の重要性が改めて認識され、教科化に至った経緯があります。

今回の改訂では、これまでの道徳の授業が、読み物を読んで登場人物の気持ちを理解するといった指導に偏っていたものから、みんなで考え議論していく道徳に転換していくことになりました。読み物教材の登場人物を自分のこととして考える学習、問題を解決していくような学習、道徳的な行いに関して体験的な学習など、多様で効果的な指導方法に転換を図っています。特定の価値を押しつけるのではなく、多様な価値に向き合い、道徳としての問題を考え続けることこそ、道徳教育で養うべき資質であると考えます。

今回の学習指導要領の改訂では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有して、連携・協働しながら、子供たちに新しい時代に求められる資質・能力を育むことが求められました。

各学校が、今回の道徳の授業の教科化の背景や理念、内容を家庭や地域の皆様と共有できるよう発信し、未来を生き抜く子供たちを、学校、家庭、地域で連携・協働して育むことができるように支援していきたいと思っています。

続きまして、武道教育です。現在の武道教育の現状をお伝えします。

牛久市の武道の授業については、柔道・剣道を実施しております。市内各中学校で、生徒がそれぞれ10時間から15時間程度学べるように計画を立てて実施しております。武道の授業については、市体育協会の剣道部、市柔道協会の皆様に、武道支援員として各学校の指導に当たっていただいております。

さらに、来年開催される茨城国体において、本市で開催する空手につきまして、この推進を図ることを目的として空手の授業を実施することにいたしました。モデル事業として牛久三中の3年生が、1月にこの空手の授業を実施します。

武道の授業を通して、「伝統を重んじ、礼に始まり礼に終わるなど礼儀を学ぶことができた」「練習を通して相手を尊重することが学んでいる」などの声を各中学校からいただいております。今後も市体育協会剣道部、市柔道協会の皆様の御協力をいただき、中学校における武道の授業を行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

市内スポーツ施設の利用、初めに野球場の使用に関する御質問にお答えをいたします。牛久運動公園野球場の使用料につきましては、2時間4,320円と議員御指摘のとおりになっておりまして、近隣の土浦市川口運動公園の2時間3,500円、龍ヶ崎市たつのこスタジアムの2時間3,080円に比べまして、牛久運動公園野球場は放送設備などの利用料を含んでいるため割高に感じられることと思います。土浦市、龍ヶ崎市で別料金となっております放送設備の利用料を加算をいたしますと、川口運動公園が4,040円、たつのこスタジアムが4,310円となり、わずかな金額の差となります。

野球場の維持管理に関係する平成30年度の予算といたしましては、歳入といたしまして、野球場使用料約100万円、夜間照明使用料10万円、スコアボード使用料32万5,000円の合計142万5,000円を見込んでおります。歳出といたしましては、スコアボード設備保守点検142万1,000円、グラウンド管理業務委託816万5,000円、外野スタンド芝管理92万4,000円、夜間照明保守点検53万1,000円、スポーツトラクター保守点検39万5,000円、機械警備19万5,000円など合計約1,160万円を見込んでおります。

この直接的な支出であります1,160万円に占める使用料等収入142万5,000円の負担割合は約12.3%でありまして、今後、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増大が見込まれることから、現在のところ使用料引き下げの予定はございませんが、利用者の皆様の御意見をお伺いしながら検討を進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、現在建設中の武道館につきましては、平成31年3月末の完成を予定しておりまして、利用料金の設定につきましては、隣接の体育館のメインアリーナ、サブアリーナの料金をもとに面積などを勘案し、定めることとなります。

新武道館は、柔剣道など公式サイズ3面が確保できる武道場となっております。メインアリーナの現行使用料と新武道場の面積を勘案しますと、全3面で2時間約3,000円、2面

で2,000円、1面で1,000程度の使用料を想定しております。

平成31年9月に開催されます「いきいき茨城ゆめ国体」空手道競技開催の際には、体育館メインアリーナにおきまして競技を開催し、新武道館は各県選手の待機所として利用する計画でございます。

その後の利用計画につきましては、市内武道団体の定期練習、あるいは県南地区大会、中学校体育連盟・高等学校体育連盟の市内大会、あるいは県南地区大会などの利用を想定しております。

市民の健康増進につながる講座等の企画につきましては、現在、サブアリーナにおいてヨガ教室とエアロビ教室を毎週各1回開講しております。新武道館が完成いたしますと体育館と一体的な運用が可能になりますので、既存講座メニューの開催回数の増加、あるいは新たな講座メニューの開設を今後検討してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。何点か再度質問をさせていただきます。

まず、大きな1番のプール（水泳）指導の確認なんですけれども、これは先ほどの最初にもお話ししたんですけれども、時期限定の科目、授業だと思います。岡田小学校、中学校は全部と聞きましたけれども、私、岡田小学校保護者でもありますので、あえてこの質問をさせていただくんですが、例えばこの時期にですね、例えば隔週とか、夏期限定とかいう話でも、ゆとりのある土曜日の時間帯の活用というのはできないのかなという意味合いで再質問をさせていただきたいと思います。

あと、時短ですか、時間の割の足りるという話でしたけれども、その時間計算の話じゃなくて、毎日毎日やっていく授業の中でわざわざ学校を離れてバスに乗っていくという意味で、土曜日は余裕があるんですけれども、その辺はどのようにお考えになるか、再度質問いたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、教育委員会におきましては、岡田小学校のプールのまず改修計画を計画しているところです。児童の移動を考えると相応の時間がかかることなどから、自校で水泳の学習が行えるよう各小学校にプールを維持することが望ましいと考えております。今後のバス移動については、改修の進捗状況とともに検討していきたいと思っています。

また、土曜授業についてですが、県内の事例を調べますと、幾つかの市町村で土曜授業をやっている現状があります。ただ、土曜授業をやりますと、先生方の週40時間の勤務の振りかえをとるしかないということで、これがなかなか平日にとりにくいというのがありました。そういうのもあって、よその市町村を見ますと大体年間1回から3回、夏休みの前などに実施している状況です。どんなことをやっていますかという、引き渡し訓練とか外部人材を活用し

た体験活動、地域とともに避難訓練、一般の人たちと一緒にあったマラソン大会、こういったものを行っている現状もあります。こうした現状を見ながら、土曜カップ塾と土曜授業の効果等もあわせて検討していきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ごめんなさい、私ちょっと情報不足で、検討はぜひしていただきたいんですが、その前のさきの御答弁でプールの改修計画があるとおっしゃいましたけれども、それは本当ですか。ちょっとその辺、私知らなかったのです。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） それは、解消しなくてはいけないという現状があるということでありまして、つまり、今の状況では入れないので、しなくてはいけないという現状があるというような意味の計画です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） プールは、改修をしなければいけないという認識があるということ、これからやるという話じゃないですね。そこだけちょっと確認、今事業計画にあるということではないですね。認識があるということでもいいんですよね。（「そうです」の声あり）はい、わかりました。

それと、道徳のほうなんですけれども、これはちょっと私、すごく重要なものだと思っております、土曜日に当てるという話は今の御答弁で全体的に無理ということでお聞きしましたので、ちょっと関連というか、ちょっとそれてしまうんですけれども、道徳授業のほうは今後すごく、今どういうふうに先生方もやっていくのかということ、先生方も若い方も多いですし、それぞれの価値観もあると思いますので注視していきたいなと思います。私自身も、ここから先、1年、2年たったときに、また改めて経緯確認という意味で道徳のほうは確認したいと思っておりますので、その節にはよろしく申し上げます。今、きょうはやりません。

ごめんなさい、再度質問に戻させていただきます。

大きな2番の未利用地の売却の件なんですけれども、こちらが、今回でなく前回の質問で、財源確保の観点で私が質問させていただいたとき、先ほどもありましたけれども、未利用地売却という回答をいただいているんですけれども、今年、この間の前定例会の3月の予算案のときに当然、新中学校の建設や武道場の新設など大きな予算が組まれています。それで、大型事業を同時並行で進めていращる中で未利用地の売却というのは、観点を変えていきますと、市所有の土地を売却し、市民にとって、もともと高い値段のときに購入をされて、今値下がりをしている中で売却するという、目線を変えれば財産減らしの方向性もあるんじゃないかなと私は考えるんですけれども、その辺は執行部としてどのように考えるかお尋ねしたいと思いま

す。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 未利用地の売却でございますけれども、これは財産減らしとかそういうのじゃなくて、今必要のないもの、これからどうなるかということを検討しまして、例えば市営住宅がございます。市営住宅も1カ所にまとめれば、あとの土地はもう使わなくて済みますという話で、そういうのだったら処分をして、これから私たち今必要な事業に対しての、使うことが有効な土地かなと思っております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。今の御答弁ではなくて、先ほどの最初の御答弁の中で、宅建協会さんとの連携という話をいただきました。それで、査定の価格をどういうふうに評価しているかというところを確認したいんですけども。というのも、オリンピックの前だから土地が上がっているとか、ほかの県で資材高騰というふうな物価高騰の話をよくされるんですけども、これが今売りどきだというような話というふうに受け取れるんじゃないかなと思うんですが、こういう話って東京都区内がほとんどで、むしろ今、牛久市内なんかは地価が落ちついていて、上がっていくというようなその要因は余りないなというふうに私は考えていくんですけども、この辺をどう考えるかというのと、またそういった状態で空き家がやはりふえてきていると思います。対策課までつくってやっていますけれども、いよいよ牛久、本市においても残念ながら人口減に突入しましたよね。その辺でどのように対策も考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一点、こちらは市民のほうから相談を受けているんですけども、牛久のかっぱ祭りのほうの本部の土地の売却の可能性があるというふうにもお話を聞きました。かっぱ祭りのほうは、あれだけ集客のあるお祭りなので、やはり本部をなくすというのは安全面の考慮からも難しいと思いますので、これに関して、もし売却するのであれば本部の代替案があるのかどうなのかということで、以上3点の再度の質問をさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、一番最後のかっぱ祭りの会場の土地ということでお話ししたいと思います。

私も、この祭りはもう当初から、さまざまな観点から、消防、それから議員になってからもいろいろ参加して、非常に近隣に見ないすばらしい祭りだと私は認識しております。ですから、この祭りをいかに継続するか、そういうことを、これを一番に考えた場合、その土地の使い方、いろいろなことも考えなければいけないんじゃないかなということで、あそこの土地は市の所有物だということは、私もここ数年来気がつきまして、私も勉強不足でございましたけれども、

そういうことでした。現在でも約4カ所ほど、市役所は別としても4カ所ほど、いろいろな土地を借りております。中には駐車場、店舗の空き、そういうところも借りています。ただ、1カ所は市の所有した土地でございます。もう1カ所は、今空き地になっているからそこをお借りしている。ただ、これからの空き地の場合は、非常にこれから相続だとか何とかということで、いつまでも借りられる状態ではないでしょうという話をしていました。ですから、そういうふうになったときはどうしたらいいかということ、祭りを継続するためにどうしたらいいかということをもう常に我々は考えていく必要もあるんですよということを職員と話しています。

そして、この行き着いたところは、やっぱり市の所有地でございます。一時は、あの所有の土地は隣の労金さんに、あちらが買いたいという話が来たとき、牛久は売らないよという話になったそうでございます。そういういきさつがありまして、実際そうすれば、労金さんの駐車場だったらまた我々も使って、貸してくれるのかなと思って、またお持ちになる気持ちはございますかと言ったら、ないというふうなことがございました。

ただ、やはり年に1回しか使わない土地をあのように草ぼうぼうにして、それで市民の方の理解を得られるんだろうかという話を聞きました。ただ、我々はやっぱりその先に、ちゃんと祭りのそういうものを担保することは自由でございますが、ただ、我々の扱っているものさういうものの使い方というのはどうなのかなと。仮にあそこの、隣のあそこは牛久の市内の方の土地でございます。今、ライオンズクラブさんがたしかいろいろな事情で使っておりますけれども、ただ、あそこに家が建った場合、仮にあそこでいろいろな騒音、いろいろなそういう住宅の建ち方であったり、あそこが、非常にそういう祭りの本部に向かないようなものが建ってしまった場合、それをどうするのという話になった場合、ですから我々は常に、ここなった場合、ここなった場合ということで、どうするかというシミュレーションを持っていかないと、そしていろいろなところを考えていかないといけないということで話しております。

ですから、全てはこの祭りをいかに継続しながら、そしていかに市民の皆さんに納得といいますか、いただくことがこれからの祭りの大きな継続のあり方なのかなと私は思っています。そういう点で、そういうこともあり得るよという話を私はした経緯がございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） それでは、私のほうから、売却価格の査定につきまして御答弁させていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたが、こちら、地元の土地ですね、取引価格、不動産の取引、こういったものの現状を把握しております不動産取引の専門家であります茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部に査定を依頼しまして、その価格をもとに入札を実施し、その

入札において最高価格を入札いただいた方に落札していただいておりますので、価格として適正なもの判断しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 空き家ということの御質問についてお答えいたします。

市内に相当数の空き家がございますけれども、宅建協会とのつながりにつきましては、空家バンクというものを所有者の方が登録していただきまして、それにつきまして、例えばそれは解体する場合もございますし、リフォームをして貸す場合もございますし、そのまま居抜きとして貸す場合、さまざまな形態があるんですけれども、それにつきまして、その助言とか、それから価格、金額、そのようなものの相談と実際のそういう賃貸、売買のことをしていただいております。今、そういう成約に至った件数もございますし、今進行中のものもございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。再度確認をさせていただきます。

まず、市長御答弁いただきました売却の件でございますが、こちらは今のお話ですと、祭りの継続が優先順位であり、その土地云々の売却の意思というものは現時点であるのかないのか、一応そこは確認の意味で再度御質問させていただきます。

最初にも御質問させていただきましたが、売却の意思があるのであれば私は別に、財産をふやしていくという意味で有効活用するという市長の意思は今わかりましたので、別に否定しているものではなくて、売却するのであればその適正価格は、今別のほうのお話で適正価格だというふうな話も聞きましたので構いません。ただ、祭りを継続していくという観点から言いますと、やはり集客の大きさを考えていくと、やっぱり私もあの祭りは大事な祭りだと、楽しいお祭りでもありますと思います。それで、本部の設置の代替になる土地があるか、再度お尋ねいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 祭りは、かっぱ祭り実行委員のほうで全てやっております。後援ということで牛久市もやっております。そういうことで、祭りは私たちも一緒にやっているんですけれども、やはり我々は基本的にはこのまちの行政のあり方も、これは大きな問題でございます。全て私たち行政によっていろいろな祭りが、いろいろなイベントができることなので、これを私たちは考えなければいけないのかなと。それでなおかつ、いろいろな先人の皆さんがやってこられた歴史あるかっぱ祭りをもっともっと盛んにするためにはどうしたらいいかというの、これも大きな私たちの責務だと思っています。

その中において、その土地の使い方、これもいろいろなことを話しながらやっていくことが、

これからのかつば祭りの、やる場合、これからも延々と続くようなかつば祭りを実行するためにはどうしたらいいかということをお我々は常に考えていかなければならないんじゃないかな、今はこうだから、今こうだからじゃなくて、やはり5年先、10年先はどうしたらいいのかなということ考えていくことも必要じゃないかなと私は思っています。その中でもいろいろなシミュレーションを考えていく、そして土地の有効な使い方というのも考えていかなければいけない。ですから、そういう中での選択の一つの、あそこを、まあ、あそこを……、まあ処分して、また違うところを借りられればいいですけども、もしなかったらばそれを実行するしかない、これも選択肢の一つです。もしどこか、「いいよ、うちの駐車場を使ってくれよ」という話でまたいい場所があれば、そこを貸していただくというの、これも選択肢の一つでございます。要は、物をうまく使うと言ったら失礼な、変な話かもしれないけれども、そういう土地をうまく使いながら、そして祭りをうまくこれから長く継続することが、これは大前提と私は思っております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ちょっと申し上げにくいんですが、回答がですね。市長の意思はよくわかりました。私が御質問させていただいたのは、売却の意思があるかないかの1点と、売却する意思があるのであれば、その代替地を考えていらっしゃるのかの2点でございます。祭りの継続は、私ももちろんそう思っていますので、ごめんなさい、質問に一応確認の意味でお答えをいただければありがたいなと思います。再度質問させていただきます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ですから、祭りをいかにこれからも続けるか、その選択肢の中にはいろいろな方策があると思います。例えば、あの土地を有効しながら使う、違う有効の仕方もあるいろいろなございます。また、いろいろな業者の方が、うちのここを本部に使っていてもいいよとなれば、それもありがたい話です。でも、そういう場所がなかったら今の場所でやるしかない、これも選択肢でございます。だから、そういういろいろな選択肢を持ちながらこれからの、売るとか売らないとか、そうじゃなくていろいろな、祭りの継続性のいろいろな選択肢を、我々はいろいろなものを持っていなければならないということでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 以上、2点にわたりまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（板倉 香君） 以上で4番、甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時56分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番伊藤裕一君。

〔11番伊藤裕一君登壇〕

○11番（伊藤裕一君） 無会派の伊藤裕一でございます。

本日は、大きく分けて3点、質問をさせていただきます。

大きな1点目といたしまして、自動販売機の設置についてであります。

本年2月、同僚議員とともに秦野市の公共施設マネジメントの取り組みを視察した際、同市では市役所敷地内にコンビニを設置し賃料収入を得ているという話を伺い、長寿命化計画やめり張りのきいた公共施設配置とともに、所有している行政財産を有効活用することの重要性を感じたところでございます。

今回私は、財産活用のうち身近なものとしまして、公共施設内に設置されている飲料用自動販売機の設置に着目をいたしました。自販機設置によりまして行政財産を使用することになるため、業者から市に対し設置料が支払われていると承知しておりますが、まず現状確認といたしまして、市役所、図書館、体育施設など市内公共施設の自販機設置業者選定方法、設置台数の総数、設置料収入の総額と1台当たり平均の設置料、さらには設置に当たり公募制をとっている龍ヶ崎市、阿見町など近隣自治体との設置料の比較についてお示しください。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 自動販売機につきましては、牛久市行政財産使用料徴収条例に基づき、自動販売機の設置分として行政財産占用料を徴収しております。

設置をしている自動販売機は、缶、ペットボトルを扱っているものや、紙コップで飲料水を扱っているものもあります。一部の機種につきましては飲料水メーカーで設置しているものの、地場産業の育成を目的に市内業者を中心に使用許可をしているところでございます。

設置台数及び金額につきましては、各公共施設合計で台数が53台、設置料は総額で46万800円になります。1台当たりの設置単価につきましては、年額、屋内設置分として1万2,000円、屋外の場合は6,000円にそれぞれ消費税を加算した額を徴収しております。

近隣市町村との比較についてでございますが、龍ヶ崎市では税込み、屋内1万2,340円、屋外6,170円、阿見町では税込み、屋内1万2,000円、屋外6,000円と、牛久市と比較しても大きく変わるものではございません。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） ちょっと私の調べていた事前の調査と情報が違うのかもしれないんですけども、条例上の金額と実際の入札の金額との違いなのかもしれないですね。これはホームページでも公開されている情報なんですけれども、阿見町では一般競争入札を実施しております、最も好条件となった役場庁舎内自販機は1台95万1,000円、これは全体じゃなくて1台での価格であります。それで落札されたとのことでありまして、また茨城県を含めまして都道府県レベルで申しまして、40程度の都道府県が入札を採用しているとのことあります。

また、やはり同様に取り組みを行っております秦野市では、入札に当たり、災害発生時に自販機内の全ての飲料を無償で提供する災害対応型自販機とするなどの条件をつけておりまして、収入面だけにとどまらないメリットがあるのかと感じております。また、地場産業育成を重視するのであれば、これも入札の条件で市内業者に限るといったことも可能でございます。

これらの点を考慮しますと、本市でも一般競争入札による自動販売機の設置を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、一般競争ということで、その考えということでございます。

現在、自動販売機設置に伴う災害協定は、牛久市役所2階ロビーに設置してある自動販売機1台について、飲料水メーカーと非常時における飲料提供に関する覚書を締結しております。災害が発生した際は、自動販売機内の飲料水を無償で提供できるようになっています。

また、一般競争入札における自動販売機の設置でございますが、入札を実施している他市町村状況は、比較的外部施設等で多くの入札を実施している状況でございます。

牛久市では、運動施設内の自動販売機設置について、牛久市商工会の協力をいただき、平成29年度より、公募制度により設置業者を決定しております。今後は、入札における自動販売機の設置について、他市町村の状況を注視してまいります。

ちなみに、一番ドル箱と言われる牛久の体育館がございます。あそこは今非常に利用者も多く、スポーツですから飲水する人が多うございまして、ただ、あそこの場合は非常に業者の偏りもございました。そういうことを鑑みて、商工会に話して公募制度にして、なるべく市の業者に平準化しようということで、それである程度の値段というものを考慮くださいということで、そういう話でやっております。

まずこれからも、こういう公募制度については鋭意研究したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 先ほどの価格の点ですね、ちょっと打ち合わせといいますか、それが足りなかったのかもしれないんですけども、また改めましてですね、条例を、文書を見るだけじゃなくて、これは阿見町とか龍ヶ崎市とか実際に入札制を実施している自治体に問い合わせるのがいいのかなとも思うんですけども、改めまして、金額面を含めまして確認はいただけませんかでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 再度の御質問ですけれども、御質問にあります阿見町につきましては、先ほど申し上げましたのは確かに条例上の金額でございます。

なお、阿見町において、入札を実施していることも把握してございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 今後調査いただくとしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、ひたち野うしく駅前広場のタイル段差についてであります。

御存じのとおり、ひたち野うしく駅東口の駅前広場に使用されているタイルが、ところどころ破損しており、段差が生じております。徒歩や車椅子による通行時に危険であり、「駅開業20年でこのように破損するのは早過ぎるのでは」という声も耳にするとところでございます。

破損したタイルについては、順次アスファルトで固める補修が行われているところでございますが、改めまして破損の原因や状況、さらには補修の進捗状況をお示してください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） ひたち野うしく駅前広場のタイル段差についてお答えいたします。

ひたち野うしく駅東口駅前広場のタイルは、コンクリート版の上に厚さ3センチのタイルが敷き詰められております。施工から約20年がたち、タイル自体の老朽化や変形により、がたつきや破損が多く発生してしまっている状況でございます。がたつきや破損箇所については、議員御指摘のとおり、歩行者や自転車、車椅子による通行時に危険となるため、安全を優先して、その都度アスファルト舗装で部分的に補修をしている状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 部分的な補修が行われているということでございますが、やはり駅前にはまちの顔でありますので美観を保ちつつ、また、補修してすぐ破損したというのでは意味がございませんので、同時に耐久性やコストを意識することが大切と考えるところでございます。

調べましたところ、ステンシルコンクリートというものがあるそうでございまして、これはコンクリートの上へカラー塗装を行う方法ですが、ある建材会社のホームページによれば、1

平米当たり8,000円という価格で施工でき、耐久性も高いとのことでございます。この工法のすぐれた点は、ただ色を塗るというだけではなく、れんが調やタイル調といった素材を忠実に再現した塗装も可能であるところでございます。写真で見た限りだと、本物のれんが、タイルと見分けがつかないほどでございます。

そこで、今後の補修の方向性といたしまして、順次修復というのではなく、またアスファルトとタイルとの間に段差が生じることもございますので、ある程度広い範囲をまとめてアスファルトに切りかえた上、こうした工法を用いましてカラー塗装を行ってはどうでしょうか。見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） ステンシルコンクリート等によるカラー塗装の実施についてお答えいたします。

アスファルト舗装補修後の復旧の工法については、駅前という景観を考慮しまして、議員御提案のステンシルコンクリート等やカラー舗装などさまざまな工法の中から、耐久性、コスト等を調査分析して今後検討してまいりたいと考えております。

また、現在の補修範囲としましては、安全を優先して破損した部分のみをアスファルト舗装で補修している状況でございます。今後は、破損部分とその周辺の劣化状況等をしっかり確認しながら、見ながら、補修箇所と既存タイルに段差が生じないように範囲を定めまして補修してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 再質問させていただきます。

ひたち野うしく駅の東口の部分的な補修というのが今続いている現状でございますが、ある程度の範囲が切りかわるといふ、何年までに修復をしていこうという、そういった目安というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 再度の質問でございますけれども、先ほども言いましたように、現在はすぐさま対応するということは考えてございません。ただし、先ほども言いましたように、議員から御指摘がありましたようなコンクリート舗装、カラー舗装とかステンシル塗装、これらをしっかり勉強しまして、コスト、あと維持管理性、20年たつてこうなってしまうというところもありますので、そこらを調査分析しまして判断していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ひたち野うしく駅の東口のブロックの修理でございますけれども、私、

非常に当時やっぱり段差が多かったということで、その工事についてちょっと建設課とやった、やはり非常に予算もかかってしまう、すぐできない、でもこの場合もございました、あそこにつまずいて転んだおばあちゃんがありました。でも、やはり見立が悪くてもいいからとにかく安全にしようということであのような塗装をしたわけでございます。ですから、ああいう塗装が本当はいいわけではございませんけれども、でもやはり住民の皆様の安心が一番なのかなとああいうことにいたしました。ただ、ちょっとやっぱりみつともないということもありますので、ちょっといろいろなことを考えたらいいなということを私も考えております。

何年か後には、あの場所がこれはもうだめだよとなった場合には、ああいうタイルじゃなくてカラー塗装がいいんじゃないかなということで私は思っていて、また今回の東口、無電柱化工事やっています。あそこの工事に対してはカラー舗装で、歩道はカラー舗装で対応しています。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 安全性最優先でという市長のお考え、全くそのとおりだと思います。順次舗装を進めていっていただいて、将来的には美観というところにも配慮をしていただければと思います。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

本市とつくば市中心部とのアクセスにつきましては、ひたち野うしく駅一つくば駅間については民間路線バスが豊富にある一方、牛久駅とつくば駅を結ぶバスはほとんどない現状にございます。この点につきましては、たびたび議会でも取り上げられたところでありまして、本来であれば、駅などへの近隣自治体コミュニティバス路線延伸と一体となった相互乗り入れ拡大が望ましいと考えるところでございます。しかしながら、民間事業者との競合や財源など考慮すべき点が数多くあるのかと思っておりますが、路線変更となると、「公共交通網の広域連携を図る検討会議において検討したい」といった答弁で議論がとまってしまうといった状況も見られました。

そこで、次善の策としまして、今回は比較的ハードルが低いと思われる提案をしまいたいのですが、つくば市のコミュニティバス「つくバス」は、荃崎福祉センターとつくば駅前です。つくばセンター停留所とを結ぶ南部シャトル便がございまして、これは田宮町の近隣公園東交差点を折り返し地点としております。停車こそしないものの、現行ルートにおいても本市を通過しているでございます。一度利用したことが私もあるんですけども、田宮町から徒歩圏内、20分ぐらい歩くんですけども、高見原南停留所というのがございます。そこからつくばセンターまで片道約300円という低料金で利用でき、また本数も30分置きにやってくるという利便性の高い路線でございます。

そこで、地域住民の利便性向上等を期待しまして、近隣公園東交差点付近に停留所を設置すべきと考えるのでございますが、執行部におかれましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） つくバス田宮停留所の実現についての御質問にお答えいたします。

まず、田宮西近隣公園周辺のバスの運行状況でございますが、つくバスのほかに、近隣公園東交差点付近に田宮跨線橋西バス停が設置されており、関東鉄道株式会社の2路線が運行されております。これらの路線は、つくば駅とは接続されておりませんが、牛久駅西口からTXみどりの駅間に平日29便、牛久駅西口から緑が丘団地間に平日32便のバスが運行されており、平成28年度の年間輸送人員がそれぞれ17万8,129人と5万353人であることから、それぞれ一定の需要の上に運行されているものと認識をしております。

コミュニティバスの運行や停留所の設置に当たっては、公共交通の大きな原則としての民間事業者の活用が基本になりますことは、以前の他の議員からの一般質問でも御答弁申し上げているところでございます。

繰り返しとなりますが、国土交通省から出されている「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完するもので、導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討すべきであるとされています。牛久駅西口からTXみどりの駅及び緑が丘団地の路線に対しましては、この原則に基づきまして、牛久市や沿線自治体、国または県と協調しまして補助金を交付し、ノンステップバスの導入などの利用者の利便性向上を図ることで、あわせてこの民間の路線バスの維持にも努めているところでございます。

公共交通においては、利用者の利便性の向上が重要であることは言うまでもございませんが、市と民間事業者の役割分担も必要不可欠であり、公共交通はコミュニティバスだけで完結させるものではなく、路線や停留所の配置等で民間路線バスの存続にも一定の配慮が必要となります。加えて、つくバスはつくば市の運営するコミュニティバスですので、牛久市は停留所の設置を決定する主体ではございません。

さらに、御質問の停留所設置につきましては、これまで、下妻市、桜川市、筑西市、常総市、牛久市、つくば市の6市による公共交通網の広域連携を図る検討会議での協議案件や、会議以外の場でのつくば市側からの個別の打診などは特にございませんでした。

なお、このたびの御質問に際しまして、牛久市民からの田宮西近隣公園付近への停留所設置要望等について、当市の公園整備事業担当部署及び行政区担当部署に確認いたしましたところ、

現時点では要望等は寄せられておりませんでした。

今後につきましては、地元行政区の意見や田宮西近隣公園利用者の動向等にも留意しつつ、必要であれば、つくばスの運営主体であるつくば市や重複しております路線で路線バスを運行しております関東鉄道株式会社などの関係機関や関係者との協議をすることも含めた対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 残念ながら後ろ向きな答弁でありましたが、牛久駅とみどりの駅とか、つくば駅以外のつくば市の方面へ行く路線とまた需要は違ってくるのかなと思います。民間との競合を考慮した結果が、今のつくばスの現行ルートがあるわけでございますので、その途中のバス停であれば、それほどバッティングの問題というのは生じないのかなと思っております。

また、かっぱ号が茎崎の宝陽台に乗り入れているという実績もあるわけでございます、これも踏まえまして、つくば市からの依頼待ちというのではなく、積極的に要望を調査した上、牛久市の側から提案していく姿勢が大事だと考えます。

再質問としましては、御答弁いただきました公共交通網の広域連携を図る検討会議というのがございますけれども、本件は、田宮停留所については議題に上がっていないとのことですが、今までもつくばスの牛久駅乗り入れなどを含めまして多くのことが議論されてきたと承知しております。

そこで、この検討会議では、今までどのようなことが議論され、どういう方向性になっているのか、お示しできるものがあれば、本市にかかわる主要な部分だけでも構いませんので、お知らせいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） コミュニティバスの件に関しては、牛久から茎崎のほうに、どうぞうちのほうにも通してください、うちの、もしよかったら、今一部しか行っていませんけれどもどうですかという話を牛久からしました。でもなかなか、相手さんもいろいろな事情がございましょうから、それがまだ話が進んでいない状況で、決して牛久がやっていないわけじゃない、こっちが能動的にやった経緯がございます。

これからも鋭意、またいろいろなそういう場を図りながら努力しますので、よろしく願います。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 非常にすごい交渉の努力をしているというのが伝わってまいりました。交渉事ですので相手があることでありますから、非常に難しいのかなと思いますが、今後

とも市民の利便性向上を目指しまして交渉を続けていっていただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で11番、伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

次に、6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 改めまして、おはようございます。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は2つでございます。一問一答で質問しますので、よろしく願いいたします。

第1の質問は、空き家等対策についてであります。

私は、2016年9月の第3回定例会で、空き家対策について一般質問をいたしました。この間、2017年、昨年の4月には空家対策課が設置され、8月には空家等対策計画が策定されました。

この空き家問題に関して、東洋大学教授の野澤千絵氏は、「老いる家 崩れる街」という著書をあらわしているわけですが、大変参考になりますので御紹介したいと思います。「私たちは、『人口減少社会』なのに『住宅過剰社会』という不思議な国に住んでいます。住宅過剰社会とは、世帯数を大幅に超えた住宅がすでにあり、空き家が右肩上がりに増えているにもかかわらず、将来世代への深刻な影響を見過ごし、居住地を焼畑的に広げながら、住宅を大量につくり続ける社会のことです」と述べているわけです。

2013年の世帯総数、全国で5,245万世帯に対し、住宅総数は6,063万戸と16%も多い現状、1973年以降、全都道府県で住宅総数が世帯総数を上回ってきている状況がございます。住宅総数が増加している原因は、解体された戸数よりも新築住宅の戸数が大幅に多いからであります。2014年の人口1,000人当たりの新築住宅着工戸数を見ても、日本はイギリスの2.8倍、アメリカの2.3倍と飛び抜けています。また、日本の中古住宅の流通シェアは約14.7%と、欧米諸国と比べ極めて少ない状態にあります。これらの背景には、新築住宅のほうが事業リスクが低い、つまりもうかるという事情があります。

しかし、新たな宅地を開発し、新築住宅をつくり続ける手法は、自治体にとって局所的な人口増加に対応するための保育園、小中学校、公園、公民館や道路などの整備費用や維持費用が必要になるだけでなく、ごみ収集や防災対策を初めとする社会サービスのエリアが拡大し続け、居住地の維持管理のために多額の税金が永続的に投入される必要が出てまいります。人口減少、超高齢化社会に突入した今、これらの手法がいつまでも続けられないことは明らかであります。

他方で、野村総研によると、現在の状況が続く限り、空き家率は2013年の13.5%が2023年には21%、2033年には30.2%になると予測されています。牛久市の空家等対策計画によれば、2013年の牛久市の空き家率は11.7%ですから、全国平均の約1

5年前の水準であります。全国平均をそのまま当てはめれば、牛久市においても2038年には21%、2048年には30%超えの可能性があるととも言えます。実際には2035年前後から団塊世代の死亡数が一挙にふえると予想され、牛久市の空き家率の上昇ももっと早くなる可能性が高い状況にあります。道路と同じように、都市も適度なメンテナンスを加えなければ使いものにならなくなり、ゴースタウンにもなりかねません。空き家の増加を抑制し、あるいは空き家・空き地を活用した新たな都市計画こそ最も求められているのではないのでしょうか。

政府は、2014年8月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画という制度を誕生させましたが、それは骨抜きにされてきた都市計画の再建を目指すものでもあります。総務省の住宅・土地統計調査は5年に1回で、本年がその実施年に当たり、まだ新たな調査結果は出ていないと思われませんが、牛久市空家等対策計画によれば、2017年度からは、「行政区や市民からの情報提供に加え、関係機関（県南水道企業団、牛久消防署、牛久警察署）等にも協力を求め、市内全域における空家等の情報を収集し、それらの情報に基づき現地調査を行って空家等の実態把握に努めていきます」とありますので、最新の空き家等の実態把握について、まず質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

牛久市内の空き家数につきましては、御質問にもございましたとおり、総務省統計局が5年ごとに実施しております住宅・土地統計調査の推計値では、平成15年2,300件、平成20年3,540件、平成25年4,330件と、調査ごとに空き家数はふえております。その中で、別荘等で利用されている二次的住宅、賃貸を目的とした賃貸用の住宅、売却を目的とした売却用住宅以外の、居住世帯が長期にわたり不在で問題となりやすいその他の住宅の件数につきましては、平成15年740件、平成20年1,220件、平成25年1,410件と、こちらも増加しております。

当市で把握しております空き家の件数は、平成30年5月28日現在で512件でございます。内訳といたしましては、今議員からもお話しありましたけれども、市民等からの情報提供をいただいたもの297件、昨年度実施した市内空き家実態調査にて新たに判明した215件、合計いたしまして512件、以上でございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、空き家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況について伺います。

政府は、2014年11月に、空家等対策の推進に関する特別措置法案、いわゆる空家対策特措法を成立させ、国交省は2017年3月に、空き家所有者情報の外部提供に関するガイド

ライン（試案）を発表し、課税情報を初めとした空き家所有者情報を民間事業者等に提供することなどの事例を紹介し、空き家を放置している所有者にその利活用を促すなど、極めて有用であると述べています。

市町村における取り組み事例として、京都市では、課税情報を活用して把握した空き家等の所有者に空き家の活用を働きかけ、意向がある場合には所有者の同意を取得して、京都市地域の空き家相談員として市に登録されている宅地建物取引士に所有者情報を取り次ぐといった取り組みが行われ、松戸市や太田市では、民間事業者団体と協定を締結した上で、課税情報を活用して把握した空き家等の所有者に活用を働きかけ、意向がある場合には所有者の同意を取得して、当該団体に所有者情報を提供するといった取り組みが行われているといます。

牛久市における空き家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況について説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

牛久市のこれまでの取り組みと今後の取り組み予定につきましてお答えさせていただきます。

初めに、所有者等や市民への情報収集・情報提供、地域協力の取り組みといたしましては、昨年10月に、牛久地区、岡田地区、奥野地区と地区ごとに3回に分けて、8月に策定いたしました牛久市空家等対策計画の区長説明会を実施したほか、11月1日号の「広報うしく」に空き家の特集記事の掲載、12月には市で把握の空き家情報を地図上に表示いたしまして各行政区長に配布し、情報提供をいたしました。

さらに、実態調査で空き家等と確認をした物件の所有者等を対象といたしましたアンケート調査を昨年12月から1月に行いまして、所有者の意向を確認した上で、空家バンクへの登録の提案や管理に関する情報提供を行いました。

相談体制の取り組みといたしましては、ことし1月27日に、空き家の適正管理や空き家の発生抑制を目的といたしまして、空き家所有者や将来空き家になることが見込まれる住宅の所有者などを対象とした、弁護士、司法書士など専門家による無料相談会を開催し、3件の相談がございました。

次に、これからの取り組みの予定ですが、所有者・市民等への情報提供といたしまして、空き家の適正管理の重要性や空家バンクの紹介等を網羅した啓発冊子の全戸配布や、行政区長へ市で把握している空き家の情報提供を行ってまいります。また、現在、昨年引き続き県南水道の水道情報をもとに空き家の実態調査を行っており、新たに判明した空き家所有者に対してアンケート調査を実施し、所有者の意向確認を行ってまいりたいと考えております。

相談体制としては、昨年度開催した無料相談会の開催回数をふやし、より多くの所有者等の

相談に対応できるよう進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） ところで、牛久市空家等対策計画は、対策地区を市内全域に設定しています。全国的にも市内全域に設定している市町村が多いように思われますが、横浜市は計画の主な対象とする空き家等の種類を一戸建ての空き家とすることから、空き家等対策の対象地区は横浜市域のうち、主に一户建ての住宅が立地する市街地としています。

牛久市の計画では、「現時点における空家等の発生状況は牛久地区に留まっているものの、ひたち野うしく地区においても今後の少子高齢化の進展により空家等の発生が予想されるため、市内全域において空家等発生の予防や抑制を重点的に取り組んでいく必要があることから、計画の対象地区を市内全域に設定します」としています。

しかし、私は、2013年度の、先ほどの紹介にもありましたように牛久市の居住住宅総数3万2,290戸のうち4,330戸、住宅総数の11.7%を既に空き家が占めているということ、そして4,330戸という数字が刈谷町と栄町を合計した数字に匹敵するという事実、しかも空き家が市街化区域に集中しているということを考えても、牛久市における空き家等対策は横浜市と同様に、牛久市全域のうち主に一户建ての住宅が立地する市街地として新たな都市計画につなげる道筋を描き出すことが必要かと考えますが、市執行部の見解をお聞かいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えさせていただきます。

少子高齢化による人口減少社会が加速度的に進展する中、今後、全国的に空き家等の増加が予測されており、その傾向は当市でも例外ではございません。当市では、健全な地域社会を維持するためには早期の対策を必要とする認識に基づきまして、当市の取り組むべき対策の方向性や基本的な考え方を示した牛久市空家等対策計画を昨年8月に策定いたしました。同計画を策定する過程で対象地域を選定する際に主眼を置いた点といたしまして、今後市内全域で空き家等の増加が予測されることから、空き家発生の予防と抑制に主眼を置き、対象地域を市内全域と設定いたしました。

空き家等を活用した定住促進の取り組みにつきましましては、今後、空き家等対策を進めていく中で、空き家等の解消と活用の観点から有効な取り組みの一つであると考えます。当市の定住促進に対する取り組み等については検討段階でありますので、今後、当市の定住促進に対する取り組み等を検討する中で、議員御提案の重点地区を設定することの是非も含め、関係部署と協議・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 続いて、空き家等の流通・活用策について質問いたします。

牛久市は、昨年、空家バンク制度を創設して、所有者等と購入及び賃貸希望者のマッチングを行い、空き家等の流通を促進し、低所得者や若い世代が活用できるよう行政が支援できる仕組みをつくるとしています。

そこで、空家バンクの登録数と販売・賃貸契約件数など、現状について質問いたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

本市では、平成29年9月29日に、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と「牛久市空家バンク媒介に関する協定書」を締結し、運用を開始いたしました。

空家バンクの運用状況ですが、平成30年5月28日現在、物件の登録数は売買物件が13件あり、販売価格が決定した10件を市ホームページにて公表しており、うち1件が売買契約成立をしております。また、売買物件登録申請を行い、宅建協会にて仲介業者選定中の物件が3件ございまして、これらも仲介業者が決まり次第、公開してまいります。

今後も、空き家の解消を目指すとともに、より多くの物件流通を促進するために市内外の空き家所有者に対して空家バンクの周知を行ってまいります。また、水道事業者との連携のもと、水道データ等の情報提供により市内空き家等の実態を把握し、所有者の意向確認を行いながら登録物件数をふやすとともに、より多くの空き家等の売買が成立するよう施策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、空き家等の除却や空家バンク登録物件のリフォーム等について、所有者等及び賃貸・購入希望者への支援策の進捗状況について伺います。

国交省・総務省は、本年4月に「空家等対策に係る関連施策等（施策等一覧）」を公表しました。その中で、空き家等に対する他法令による諸規制を紹介するとともに、空き家等の増加抑制・利活用・除却、対策としてはこの3つを特に柱にしているわけですね。増加抑制、利活用、そして除却、これに対する支援施策を紹介しています。2016年度予算で設けた20億円規模の空き家対策総合支援事業がその主なものとなっているわけですが、空き家等の発生または増加の抑制策だけで、高齢者等の住み替え支援事業に始まり、多世代交流型住宅ストック活用推進事業、空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）、住宅金融支援機構による中古住宅取得・リフォーム等の支援、買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税の特例）、農山漁村振興交付金（うち地域活性化対策）など11施策があります。

また、空き家等の利活用と除却策では、空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業、

空き家対策の担い手強化・連携モデル事業、地域優良賃貸住宅制度、これは既存住宅を活用した地域優良賃貸住宅の供給にかかわるものです。空き家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置、空き家・空き地等の流通の活性化の推進、共同生活援助、地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）など26施策があります。

もちろんこれらの施策は、予算措置の有無、地方財政措置の有無、税制措置の有無など千差万別ではありますが、要は自治体が自主的に施策を考え、これらの国の施策をも利用して実施していくことが大切だと考えます。具体的に試行錯誤することが自治体の役目とも言えるのではないのでしょうか。

本年5月に公表された牛久市立地適正化計画でも、居住誘導施策はもっと具体性が欲しいものであります。私は、2016年9月の定例会での空き家対策についての一般質問で、「これらの国の支援、補助事業を活用しながら、牛久市としても独自の空き家対策、とりわけ財政・税制面での支援策が求められるのではないのでしょうか」と述べました。

茨城県は、県内市町村の空き家に関する助成制度も一覧にして、日立市の子育て世帯住宅取得等支援事業を初め、常陸太田市の空き家リフォーム工事助成事業、稲敷市の空き家バンク成約奨励金、笠間市の空家解体撤去補助金など9市の事例を紹介しています。東京の文京区では、空き地利用が可能と判断された老朽空き家の所有者に対し、空き家の解体費用の補助、上限200万円と解体後の跡地の無償借り上げ10年間を行い、行政目的で使用するという事業が2014年度から既にも実施されています。牛久市における支援策の進捗状況を伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

空き家の対策の施策の一つでもある、空き家利活用として流通を促進するため、昨年9月に牛久市空家バンクの運用を開始しております。空家バンクの現状でもお答えさせていただきましたが、現在10件を超える空き家物件が登録され、1物件が売買に至った経緯もございます。引き続き、空き家所有者にアンケートなどを実施して働きかけ、登録物件数をふやしてまいります。

また、空き家の流通を促進するための支援策の必要は十分認識しております。さらに、管理不全空き家に対して支援策を講じることにより、所有者等による空き家等の改善がより積極的に進められる可能性もふえることは考えております。

支援策の検討に関しましては、平成28年第3回定例会での一般質問に対しまして、貸し付け制度による支援等を考えているとの答弁をさせていただきましたが、空き家等への支援策につきましては、公的な資金投入の是非も含めまして、また支援策の内容等については、近隣市町村の実例等も踏まえながら現在も検討をしている最中でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） ところで、空き家問題を考えていく上で見逃せないのが、所有者不明化問題です。

東京財団研究員の吉原祥子氏は、「人口減少時代の土地問題—『所有者不明化』と相続、空き家、制度の行方」という著作の中で次のように指摘しております。近年、社会問題として認識されつつあるのが、土地などの所有者不明化問題である。不動産登記簿などの台帳を見ても所有者の所在が直ちに判明しない、いわゆる所有者不明の土地や家屋が、災害復旧や耕作放棄地の解消、空き家対策など地域の公益上の支障となる例が各地で報告されている。2016年4月に発生した熊本地震の被災地では、所有者や相続人に連絡がつかず、地震で傾いた空き家の解体ができない事例が熊本市だけで50件を超えたと言っています。

ちなみに、国交省の2014年の調査によると、全国の所有地の2割は既に所有者の把握が難しくなっており、面積にすると九州を上回る規模と言われています。

国会では、一昨日の6月6日、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が成立しました。都道府県知事の判断で10年間、公益目的で使えるようにする、国や地方自治体がまちづくりや道路整備などの目的で用地取得する際の手続も簡素化する、来年6月までに全面施行するなどとしており、空き家対策に直結する問題が含まれています。

なお、この特措法とは別に、政府は今年1日、登記の義務化や所有権放棄の新制度などを検討する方針を公表し、2020年までに必要な法改正を目指すとしており、今回のこの特措法は当面の対策と位置づけているそうです。

そこで、空き家等の所有者不明数と対策について、市の実状を伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 現在、当市で把握している所有者不明物件や相続人不存在物件であると判明している空き家数は6件でございます。調査中の物件が、そのほかに9件ございます。これらの空き家等に対する対策としては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして強制的に行政が空き家等の解体を行う略式代執行と、民法で規定されている財産管理人制度を活用して空き家の解体更地化、さらに売買による解決を図る対応策がございます。

現在、所有者不明と判明した6物件につきまして、解決策の方向性を検討しているところでございますが、物件の調査を行っていく過程で、土地所有者と家屋所有者が違う、登記が何代にもわたってなされておられない、そのような複雑多岐な状況も見受けられることから、できることからですね、法令、不動産、建築等の専門分野の方の見識等を伺いながら、物件ごとに対応状況を考察して進めていかなければならないと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 空家等対策計画に関する最後の質問として、管理不全な空き家等の防止・解消策について伺います。

牛久市空家等対策計画は、「適切に管理されていない管理不全空家等は、火災や犯罪など発生の危険性が大きく、地域の生活環境に悪影響を及ぼしかねないことから、市条例に基づき是正等を求めています。また、特定空家等へ認定された建築物については、行政代執行も視野に入れて法に基づく助言及び指導、勧告、命令など管理不全対策に強制力を持たせるための必要な措置を講じていきます」としていますが、特定空き家等の認定、助言・指導、そして勧告、これは固定資産税の特例除外にも匹敵するようですが、また命令・公表など50万円以下の過料に相当する可能性のあるもの、そして行政代執行、これは文書による戒告、命令、そして費用徴収なども含まれます、などの措置状況について現状を、説明をお願いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 本市では、これまで管理不全な空き家の所有者等に対して、近隣住民の生活を守る観点から、「牛久市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づく助言・指導などの行政措置を行い、さらに市条例に基づく助言・指導などに対応しない管理不全な空き家の所有者に対しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等に認定して、法に基づいたより強制力のある措置を講じてまいりました。

具体的には、平成29年5月15日に庁内関係部署で構成した牛久市特別空家等判定委員会を開催し、特に著しく近隣住民の生活環境を脅かしている8物件を特定空き家等の候補として選定し、5月29日に開催された牛久市空家等対策協議会へ提示しました。専門家等の意見等を聴取し、最終的に6月6日に当該8物件を特定空き家等に認定いたしました。

また、特定空き家等の所有者等に対する措置として、所有者等の所在が判明している7物件の所有者等に対して法に基づく助言を行うほか、所有者等宅へ直接職員が訪問を実施するなど、解決に向けた取り組みを行っております。

今後も職員による訪問等を行いながら、所有者等による問題解決を進めてまいりますが、解決に向けた行動が見られない場合は、国の法に基づき、助言・指導、勧告、命令等の措置に従い慎重に進めて、解決へと導いてまいりたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 空き家等への対策として、私は特に強調しておきたいのは、答弁の中でもいろいろ出さされているわけですが、特定空き家等への対策をどうするか、これはこれで大切なわけですが、やはりもっと大事なことは、そういう空き家をふやさないようにするというのと、既にできた場合にどうそれらを有効活用するようにしていくのか、そういう問題をこれからの新たな都市計画の中で真剣に考えていく時期に来ているのではない

かということであります。そういった観点から、これからもこの空き家対策については質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、質問の第2に移ります。会計年度任用職員についてであります。

報道によれば、自治体職員は1994年の328万人をピークとして、定員適正化やアウトソーシングなどにより23年連続で減り続け、2006年から2016年までに自治体の正規職員は約26万人減少し274万人となり、非正規職員は逆に約21万人ふえ、64万人となったとされています。

牛久市の場合は、これらよりはるかに非正規職員の割合が高いわけですが、2020年度から自治体の新たな非正規職員の区分となる会計年度任用職員制度が始まります。この制度に向け、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改定され、8月には総務省自治行政局公務員部名で「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」が定められました。それによれば、会計年度任用職員は一般職の地方公務員として明確に整理され、新たに制度化された会計年度任用職員には一般職に適用される各規定が適用されることから、各地方公共団体においては、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要がありますとされています。

これまで、特別職非常勤職員は地方公務員法3条の3の3、一般職非常勤職員は同17条、臨時職員は同22条と、任用の、すなわち雇用の法的根拠がばらばらで、しかも一般職非常勤職員は同17条に明文規定されているわけではなく、解釈で任用できるとしているだけで、曖昧さが以前から指摘されてきました。自治体によっても対応が異なり、例えば同じ保育士が、ある自治体では特別職、別の自治体では臨時職ということが珍しくありませんでした。

これら非正規公務員の大部分を会計年度任用職員に移しかえるわけですが、まず、現在の任用根拠別に非常勤職員の非正規職員の構成と処遇実態について説明を求めます。構成別の実数と割合、任用期間、労働時間、諸手当、福利厚生などはどのような状況でしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 常勤職員の人数につきましては、本年4月1日現在、総務省の定員管理調査における355人に、再任用職員17名、特別職や派遣職員10名を加えますと382名となっております。

非常勤職員につきましては、審議会の委員等を除いた特別職非常勤職員が188名で、非常勤のうちの31%、一般職非常勤職員が413名で68%、臨時職員が6名で1%、合計延べ607名となっております。

常勤換算での常勤職員と非常勤職員の構成割合でございますが、昨年10月1日現在で、常勤職員53.4%、非常勤職員46.6%となっております。

審議会の委員等を除きました特別職非常勤職員と一般職非常勤職員の任用期間でございますが、こちらは原則1年となっております。臨時職員は原則6カ月で、更新を含めまして最大1年間となっております。

勤務時間は、最大で1週間当たり37時間30分以内となっております、1日平均いたしますと7時間30分でございますが、こちらは任用の条件によりまして異なっております。

諸手当につきましては、通勤手当として費用弁償のみ支給となっております。

有給休暇につきましては、勤務条件により日数は異なりますが、6カ月以上勤務する非常勤職員に、特別休暇は常勤職員の4分の3以上勤務する職員に付与をしている状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 現在の非正規における再任用の有無、非正規で最も長く働いている人の状況はどうなっているか、確認の意味でお聞きします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 非常勤職員の再度の任用につきましては、原則1年以内の任期であることを踏まえまして、同じ職の任期が延長された、また同一の職に再度任用されたと思えるのではなく、あくまでも新たな職に改めて任用されたものと整理し運用しております。

勤務期間が長い方につきましては、非常勤システムで確認できる範囲でのお答えとなりますけれども、一般職非常勤職員で平成16年から、特別職非常勤職員で平成10年から勤務されている方がいらっしゃいますので、一般職非常勤ですと14年、特別職の方では20年といった方がいらっしゃいます。

また、事務職員の最年長者は64歳となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） これらの非正規職員から会計年度任用職員への移行する人数、割合などについては、どのように想定しているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 現在の非常勤職員からの会計年度任用職員への移行につきましては、現在、審議会の委員等も含めた全ての職員の調査を行っているところでございます。

平成32年度からの公務運営は、任用する職の職務内容、勤務形態に応じまして、任期の定めのない常勤職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員、臨時職員のいずれが適当かを判断し、任用することになります。

公務の運営の中心は、任期の定めのない職員という原則を維持しつつ、市民サービスや事務事業の中で、会計年度任用職員が担うべき業務に必要な職員数を任用すべきと考えてはおりま

すが、今回の調査や現在の職務内容を十分に精査いたしまして、32年度からの会計年度任用職員制度への移行がスムーズに行えるよう準備をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 総務省のマニュアルによれば、会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムに分けられ、労働条件に大きな差が設けられようとしています。分ける基準は正職員の労働時間と同じかどうかです。これまで裁判などでは、正職員の4分の3程度の労働時間なら正規と同様の常勤職員とみなされてきましたが、同じか短いだけの基準では、労働時間が4分の3以上でもパートに分類されるおそれがあります。

牛久市の場合、非常勤職員の労働時間を常勤職員より15分程度短くしている場合がありますが、この基準を悪用すれば、パートタイム、パートタイマーということになります。マニュアルのQ&Aによれば、「1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い4分の3を超えて勤務する非常勤職員を会計年度任用職員として任用する場合は『パートタイムの職』として任用することとなる」と答弁に書かれていますが、この点、牛久市はどのように考えているでしょうか。

なお、このマニュアルは大変いいかげんなもので、労働安全衛生法にかかわる記述の中では、『常時使用する労働者』とは、地方公務員の任期の定めのある者においては、その事業場における週勤務時間数が同種の業務に従事する常勤職員の1週間の所定勤務時間数の4分の3以上」と記述しており、矛盾した主張を展開しているわけですが、牛久市の見解を聞きます。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 当市としましては、今現在、総務省自治行政局が出されました「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」、こちらを基本に制度設計のほうは考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） このパートタイムとフルタイムの分けについては、かなりこれから争われる可能性のあることでもあろうかというふうに思いますので、慎重に考えていったほうがいいかと思います。

次に、会計年度任用職員の労働条件・処遇については、さまざまなうわさも飛び交っていますが、まず、諸手当の支給についてはどのように考えているでしょうか。マニュアルによれば、特に期末手当に関しては、6カ月以上勤務者には支給すること、退職手当については、18日以上勤務する日が6カ月以上の者には支給することとなっていますが、牛久市はどのように考えているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 会計年度任用職員の諸手当の支給につきましては、勤務形態により支給できる手当は異なりますが、今後、報酬や給与水準の検討とあわせまして、新地方公務員法第24条に規定されます職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 給料水準については、マニュアルによれば、フルタイムの会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務級の初号給の給料月額を基礎として定めるとしていますが、牛久市はどのように考えているでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 現段階では、そういったものについて検討はしてございませんが、先ほどの答弁と同じように、繰り返しにはなりますけれども、自治省の出しました「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」、あるいはQ&A等を参考に検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） マニュアルによれば、公務災害補償制度、地方公務員共済制度については、18日以上勤務日が12月以上の者に適用するとありますが、牛久市の見解を聞きます。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 現在、非常勤職員は、茨城県市町村総合事務組合の市町村非常勤職員の公務災害補償制度に加入してございます。会計年度任用職員においても同様にと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） いわゆる雇いどめの危険性は、非常勤職員が懸念する大きな柱の一つだと聞いています。マニュアルは、「会計年度任用の職に就いていた者が、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用されることはあり得るものですが、『同じ職の任期が延長された』あるいは『同一の職に再度任用された』という意味ではなく、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるべき」と述べています。

現在の安倍首相のモリカケ疑惑の言いわけと同じく、全く意味不明な見苦しいものでありますが、要は安く使い続けたいが、5年以上更新だと労働契約法の5年の無期転換ルールが問題になり、さらに待遇格差是正の要求は避けたいという政府の本音が見え透いているようにも思っています。しかし、更新ではなく再度の任用だという詭弁はともかく、任用は続けるということですので、再度の任用に関する牛久市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 会計年度任用職員制度への移行に当たりましては、先ほども申し上げましたとおり、会計年度任用職員が担うべき業務に必要な職員数を任用すべきと考えております。本来あるべき常勤、非常勤職員の業務の精査の結果によっては、必要とする非常勤職員数が増減することも考えられます。

また、新たな制度としての会計年度任用職員の募集に当たりましては、任用の回数や年数が一定数に達していることを捉えて、一律に応募要件の制限を設けることは平等取り扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものとされ、また、募集に当たりましては、年齢制限を設けることも雇用対策法の趣旨から適切でないとされております。

今後は、組織として最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスが提供できる組織の実現を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） マニュアルによると、会計年度任用職員の採用の方法については、「競争試験によることを原則とする任期の定めのない常勤職員とは異なり、競争試験又は選考により採用する特例を設けた」とありますが、牛久市はどのように考えているのでありまじょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） やはり、総務省が出しました「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」、あるいはQ&A等を参考に、これから検討してまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 最後に、マニュアルにあるスケジュールに関して質問いたします。

2019年春までに、会計年度任用職員の任用、勤務条件を確定し、関係条例案を議会に上程し、2019年春に会計年度任用職員の募集を開始し、2020年4月1日に採用するということになっていますが、進捗状況を伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） ただいま、現在ですが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、非常勤職員の内容の調査を今現在しているところでございまして、これから今年度内に条例を制定できるように検討を続けてまいりたいと考えております。それで、総務省の出しておりますスケジュールに沿った形でできるように検討してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で、6番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時21分休憩

午後1時31分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 公明党、尾野政子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず、第1点目は、住宅耐震化推進についてであります。

報道によりますと、全国の住宅耐震化率は約82%にとどまっているとのこととあります。耐震住宅を促すための一つの手だてとして、静岡県や高知県、佐賀県、横浜市などでは戸別訪問事業が活発に行われており、国も自治体を積極的に後押ししております。

国土交通省は、2016年度補正予算で、戸別訪問による啓発などに取り組む自治体を対象に耐震改修費用の補助金を拡充、さらに国交省は、2018年度予算で新たな耐震改修の支援メニューを盛り込み、強化しています。現行の耐震化の補助制度は、耐震設計や改修工事の工程ごとに住宅所有者が自治体に申請する必要があり、事務負担が重くなりがちでした。新たな支援制度は、一連の費用を一括して、1戸当たり工事費の8割を限度に100万円を補助するもので、手続が簡素化され使いやすくなったとのこととあります。

国交省は、2025年に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するとの目標を掲げております。大地震で住宅が倒壊すれば、住民の命にかかわるだけでなく、復旧・復興の大きな妨げとなり、地道な取り組みを積み重ねていく中で耐震化率を底上げしていきたい意向です。

このように、国のほうでも住宅の耐震化においては、自治体への支援を拡充し、住民の手続も簡素化するなど、積極的な推進がなされております。

そこで、以下4点について伺います。

①として、当市の耐震化の現状について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

国の住宅土地統計調査及び推計によりますと、平成30年の牛久市の耐震化率を推計いたし

ますと、住宅総数は約3万7,000戸、うち昭和56年以前に建築された木造住宅が約4,900戸となっております。そのうち、耐震性が不足していると思われるもの、可能性が高いものにつきましては約4,400戸、耐震化率は約88%となります。

牛久市では、平成18年度より木造住宅耐震診断士派遣事業を始めまして、昨年度までに469戸の住宅を診断いたしました。この件数につきましては、茨城県内でも4番目に多いものとなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、②県内の耐震化補助金制度の状況についてであります。

全国自治体1,694市町村のうち、80%以上で戸別戸建て向け補助制度が実施されております。茨城県内はどうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

昨年度、茨城県が市町村の実施する耐震改修費用の補助事業に対しまして補助制度を新設したこともあり、今年度では県内32市町村にて実施しております。44市町村のうち32市町村が実施しているということになります。

しかしながら、近隣市町村での実績を念のため聞き取りをさせていただきまして、年度当たりの利用件数につきましては、ゼロ件もしくは1件というような状況が確認されております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、③として、最新の補助内容の概要について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 県内市町村での耐震改修工事に対する補助上限額は30万円から50万円のものが多く、補助率は工事費の23%から2分の1、いわゆる50%となっております。

国、県、市での補助負担の割合ですが、工事費に対しまして国が11.5%、県が5.75%、市の負担が市の補助率に応じた残りとなります。例えば、補助上限額を30万円、補助率を3分の1と仮定した場合、耐震改修に100万円の費用を仮に要したとしまして、国が11万5,000円、県が5万7,500円、市が12万7,500円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、④番目といたしまして、当市の補助制度の導入について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 多くの県内市町村が、耐震改修補助事業を制度化しておりますが、利用数が少ないといった課題もございます。牛久市におきましては、他市町村の例を参考にしながら、住宅の耐震化率の向上という制度の目的に照らしまして利用者のニーズや事業の効果について十分な調査を行い、補助金制度の導入に向けて継続して検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今回、このテーマを取り上げたきっかけは、牛久の市民の方が埼玉の議員と知り合いで、住宅の耐震化が話題になったそうです。牛久ではいまだ補助の制度化がなされていないことを知り、めぐりめぐって私のもとに推進を要望する声が届いた次第でございます。

それで、先ほど来御答弁をいただいておりますけれども、耐震化の診断は大変行われております。しかしながら、実際に耐震工事をする市町村が非常に少ないということでありました。これは全国的にもやはり言えているかと思えます。ですので、先ほど申しましたように底上げをするべく、神奈川、横浜市等、先ほどお名前挙げさせていただきましたけれども、戸別訪問で地道に底上げをする活動を展開しているということで、全国的にもそこは、確かに利用する人が少ないということはよくわかりました。しかしながら、全国自治体1,694市町村のうち、80%以上が制度化、全国でもしているということで、全国的にも制度化したからといって利用者が多数活用している状況にはないように思えます。ですので、30年、この補助制度の導入をやはり、利用者は少ないかもしれませんが、制度化しなければ誰も使えませんので、門戸は開くべきではないかと考えるものです。

ですので、当市もやってみなければわからないと思います。そんなに大勢、耐震化でということではないかと思いますが、来年度からの導入を当市も御決断いただければというふうに、これは私の要望ですので御答弁は結構でございますけれども、要望いたしたいというふうに思います。御答弁ありがとうございます。

次の質問に移ります。

次に、大きな2点目、食品ロス削減についてであります。このテーマにつきましては、平成28年12月定例会でも取り上げさせていただいております。

まだ食べられるものなのに捨てられる食品ロス、世界では年間、食料生産量の3分の1に当たる約13億トンに上っています。日本でも年間646万トンの食品ロスが発生しており、その量は、国連世界食糧計画による紛争地域などへの食糧援助量の約2倍に上ります。

私ども中央の公明党といたしましては、食品ロス削減への取り組みを強化するため、2015年12月にプロジェクトチームを設け、関係団体からの聞き取りや調査活動を精力的に実施

してまいりました。現場の声をもとに政府に対して提言を申し入れたほか、食品ロス削減推進法案、議員立法の取りまとめを進めています。

現在、各党と協議しているこの法案でございますが、食品ロス問題について、国連の持続可能な開発目標（SDGs）で食料廃棄の半減が定められていることを踏まえ、自治体や事業者、消費者が一体となり、国民運動として食品ロス削減を推進する内容となっております。具体的には、①として、関係大臣や有識者で構成する食品ロス削減推進会議を内閣府に設置し、基本方針を策定。②として、この方針をもとに都道府県と市町村は削減推進計画を定め、対策を実施いたします。③として、消費者や事業者に対しては、食品ロス削減に向けた理解や関心を深める教育・学習振興に加え、知識の普及啓発に取り組みます。また、④として、削減に顕著な功績を上げた人や団体を表彰するほか、⑤10月を食品ロス削減月間に設定、⑥としてフードバンク活動への支援なども盛り込まれています。この法案は今国会成立を目指しております。

そこで、お伺いをいたします。①食品ロス削減につながる当市の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 食品ロス削減に向けた当市の取り組みにつきましてお答えをいたします。

本来食べられるのに廃棄されている食品ロスの発生量は、農林水産省の平成27年度推計データでは全国で、先ほど議員からもありました646万トンございます。事業所からの排出量は357万トン、家庭からの排出量は289万トンと試算されております。

当市におきましては、平成29年度の家庭から排出される燃えるごみの排出量は年間1万6,951トンありまして、平成28年度に実施したごみ組成分析によりますと、そのうち食べられるのに廃棄された食品は19.96%の約3,400トンと試算しており、当市におきましても、食品ロスにつきましては重要な問題であると認識をしておるところでございます。

そのため、食品ロス削減につながる生ごみを削減するポイントとして、買い物に行く前に冷蔵庫や保存食材を確認した上で必要なものだけを必要な分だけ購入する、買い過ぎないようにすること、料理をする際にはつくり過ぎないようにすること、そして食べ残さないことなどが挙げられます。また、料理する際に発生する調理くずなどの生ごみの約80%が水分であることから、水切りの徹底について広報してまいりましたが、まだまだ浸透されていないのが現状でございます。

平成29年1月から平成30年3月まで開催いたしました牛久市廃棄物減量等推進審議会におきまして、生ごみの減量につきましても審議していただき、答申をいただいたところですが、食品ロスを削減するためには、買い過ぎないことを念頭に置いた食べ切り、使い切りを徹底し

た排出抑制をすることや、水分の多い調理くずについては水切りの徹底を促し、さらに生ごみ処理容器等の普及拡大をするため、補助制度についての広報活動を強化することなどが必要となるということでございます。

答申結果を踏まえまして、今後も廃棄物の削減、ひいては食品ロスの削減に取り組んでまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 当市の取り組みについて伺いました。

次に、②30・10運動への参加登録についてであります。

30・10運動の発祥の地は、長野県松本市です。松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ「30・10運動」を進めております。これが全国に広まり、登録参加自治体は本年6月6日現在で354となっております。

正確には、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」です。「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。環境省や農林水産省、消費者庁も後押ししてくれております。

当市が参加登録することで、負担金が発生したり、何か強制されることはありません。むしろ、食品ロス削減のための情報が協議会より提供され、スムーズな活動につながっていくと思われれます。当市も全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加登録し、食品ロス削減のうねりを起こしてはどうかと提案いたしますが、御所見を伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） それでは、30・10運動への参加登録についての御質問にお答えいたします。

御質問の全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会についてですが、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する県や市町村で構成され、全国での食べきり運動等を推進することや、ごみの発生を抑制するリデュース活動、廃棄せず繰り返し使うリユース活動、ごみを再生利用するリサイクル活動といった、先ほどありましたが3R活動、こちらを通じ食品ロスを削減することを目的として設立された協議会であり、福井県安全環境部循環社会推進課が事務局となっております。

協議会の具体的活動内容ですが、協議会が設置する施策バンクを通じ、参加自治体間で食品ロス削減施策内容やそのためのノウハウを共有すること、12月から1月の忘・新年会シーズンには外食時における「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、30・10運動の普及を全国の商工会議所等に要請すること、全国的な飲食チェーン店に対し小盛りサイズメ

ニュー導入等の要請をすることなどを行っております。また、個人向けの活動としましては、食材を残さず使う、「食材おいしく使い切り」運動の全国展開を実施しております。

当市でも現在、一般家庭向けには、買い過ぎない、つくり過ぎない、食べ残さない、水切りの徹底を呼びかけ、ごみの減量化に取り組んでおりますが、今後はさらなる生ごみ削減のため、市内飲食店等に対して食べ切りなどの啓発活動を関係各課及び関係団体等と協議し、検討してまいりたいと考えてございます。

なお、茨城県内での全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加状況でございますが、茨城県、水戸市、土浦市、古河市、つくばみらい市が参加している状況です。今後、近隣自治体の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま、このネットワーク協議会のほうへの参加・登録を御検討していただけたとの御答弁がありました。大いに期待をし、結果をお待ちしています。

ここで、1点、再質問をお願いいたします。

埼玉県鴻巣市では、現在、宴会や親睦会などで食べ残しを減らすため、市内の飲食店で30・10運動の普及に取り組んでおります。鴻巣市は、商工会に加盟する飲食店109店舗に啓発ポスターを配布し協力を呼びかけています。協力店では、ポスターを店頭や店内に張り、宴会の幹事に協力を促しているとのこと。店主からは、「ポスターを張ってから食べ残しが減った」との声が届いているとのこと。当市においても、飲食店へのポスター配布を試みてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

これは、私が前回、食品ロス削減の一般質問をした後に、答弁していただいた関係の課のほうでこういうものをつくっていただきました。とてもわかりやすく、この色使いもよくて、このままポスターに使える感じがいたしました。30・10をもうちょっと前面に出して、このままこれを使わなければならないということはないんですけども、こういうものを使って市民の啓発をしていけたらいいなというふうに思っております。それで、このポスター配布を当市においても試みてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） それでは、再質問のほうをお答えしたいと思います。

まず、30・10運動の今後の広報活動としましては、かつば祭りやエコフェスタ等のイベントへ参加しまして、農林水産省や環境省の啓発ポスターというのがございますので、こういうものの掲示、あるいはリーフレットの配布などを予定しまして、まず市民に対してこういう運動があるということをPRしていきたいと考えております。

さらに、広報紙等におきましても年4回程度、ごみの減量化等について記事の掲載を予定し

ております。また、ホームページにおきましても、牛久市のごみの現状やごみの資源物の出し方等について広報し、買い過ぎない、つくり過ぎない、食べ残さない、水切りの徹底を呼びかけ、ごみの減量化に取り組んでまいります。

なお、ただいま御質問の飲食店等への広報でございますけれども、こちらも関係各課、あるいは関連団体、商工会等と協議しまして検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。（「ありがとうございます。それでは、③……」の声あり）

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 済みません。③ドギーバッグ（お持ちかえりバッグ）使用ガイドの作成についてであります。

私は、先月末、松本市に視察に行き、食品ロス削減の全体の取り組みについて学ばせていただきました。その中に、持ち帰りのためのグッズの紹介の説明もありました。松本市では持ち帰りシールというものをつくっております、持ち帰るパックなどにお店側が張りつけをして、お客様に対し持ち帰りの際の注意事項を説明しております。その内容ですけれども、「お早目にお召し上がりください」「お持ち帰りはお客様の責任においてお願いします。当店は一切責任を負いません」「暖かいところに置かないようにしてください」などなどの説明書きがあります。また、持ち帰りカードというのもございまして、持ち帰り推進店には持ち帰りカードがストックされており、お客様が自己責任で持ち帰りたいときにお店に意思表示をしますと、ストックしているカード、たくさんありまして、そこに署名と署名年月日がちゃんと書けるような、そういうふうなカードもできておりました。そして、持ち帰りパック、これは新規対応店拡大のために、最初だけ松本市が負担をして配布をしているようであります。このように、持ち帰りについて松本市の取り組みが行われておりました。

それからまた、滋賀県大津市でも現在、外食で食べ残した料理を自宅に持ち帰る容器、いわゆるドギーバッグの有効活用を市内の飲食店に呼びかけております。ドギーバッグは、お客様が恥ずかしくないよう、犬のためにという名目で持ち帰ったのが由来と言われ、アメリカなど海外では一般的ですが、日本では余り浸透しておりません。そこで市は、昨年5月に国が示したガイドラインをもとに、市保健所と協力してドギーバッグの使用ガイドを作成いたしました。持ち帰りの可否は店が決める、希望する客の自己責任としています。その上で、十分に加熱された食品のみを提供、お刺身など生ものは不可、ドギーバッグは店側で用意し衛生的に管理、外気温が高いときは提供を中止、あるいは保冷剤を提供するなどの留意点を掲載し、市内の約1,270店舗に配布をしているようであります。ドギーバッグを周知するチラシもつくり、いずれも市のホームページからダウンロードできるようにしています。市では、「まずは食べ切ってもらおうことが大前提だが、食品ロス削減へドギーバッグは有効な手段の一つ。正しく安全に

利用してもらえるようにしたい」と話しているとのことでした。

お店で食事をして、食べ切りたくても健康面で数値が高かったり、健康管理をしているお客さんも多数いらっしゃるかと想定できます。一方的に食べ切りを推進するだけでなく、その方々への手だても考え合わせると、持ち帰りの選択肢も必要かと考えるところでございますが、当市の御所見を伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） それでは、ドギーバッグ使用ガイドの作成等についての御質問にお答えいたします。

「飲食店等における『食べ残し』対策に取り組むに当たっての留意事項」を、消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省の連名で公表されておりますが、内容といたしましては、持ち帰る前に、消費者・飲食店それぞれの立場から、食べ切りの取り組みを促進することにより、「食べ残し」の削減を進めるということとなっております。

また、食べ残し料理の持ち帰りについてですが、飲食店等で提供され、数時間常温に置かれた食べ残し料理は、提供後すぐの状態の料理と比較し食中毒リスクが高まることから、食べ残し料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行うということでございます。

この「飲食店等における『食べ残し』対策に取り組むに当たっての留意事項」を踏まえ、市町村独自のドギーバッグ使用ガイドを作成し、持ち帰り運動を進めている市町村は、県内には今のところないという状況でございます。

当市といたしましては、今のところ、食中毒等の問題があるということがありますので、市独自のドギーバッグ使用ガイドを作成し、持ち帰り運動を進めるのは困難な状況であると考えております。しかし、今後、飲食店の動向や近隣市町村の状況等を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 食中毒の問題があり、持ち帰り運動を進めるのは困難であるとの御答弁でございました。食品ロス削減については、まずできることから地道に取り組み、定着させることが大切かと思っておりますので、当面は持ち帰りの件については今後の動向を見ていきたいと思っております。

次に、大きな3点目、たまり場補助金について伺います。

先日、市民の方より相談をいただきました。たまり場補助金を活用し、その方の行政区でもカラオケなどさまざまな企画を立案し、気軽に地域の方たちが集い情報交換もできるよう、たまり場の機能の充実に取り組んできたそうです。しかしながら、一方で高齢化が進んでいるこ

ともあり、役員もたび重なる集いの対応に負担を感じていること、そして送迎があればたまり場への新しい人の参加も可能かもしれないが、小さな行政区でこれ以上役員さんに負担はかけられないこと、であるならば、たまり場補助金として交付するより、例えば介護のほうにお金を使うほうが価値的ではないでしょうかとの御意見でありました。

これについて私は、各行政区で背景や状況も異なるので、まずは御自分の行政区で十分話し合い、今後の方向性を見出していくことが先決かと思うとお伝えしたものの、たまり場の現状の運営の課題に気づかされた次第でございます。特に小さい行政区の運営について、気になるところです。

そこで、お伺いをいたします。①として、補助金の一律7万円の適正についてであります。1カ月7万円ですので年間84万円が、200世帯の小さな行政区にも、1,600世帯の大きな行政区にも一律で交付されておりますが、この点について各行政区からの反応はいかがでしょうか。また、年間一律で交付されている根拠と月7万円の根拠についてもお示しいただきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） たまり場補助金の開始の経緯は、区民の集いの場として集会所を年末年始を除く年間のほとんど開放していただいている行政区に対して、会館の光熱費の一部を補填するものとして始められたものです。その趣旨から、現在各行政区では、集会所開放のための運営経費に対する充当を含めて、この補助金を充てていただいております。

市といたしましては、たまり場補助金の交付要件の一つであります区民会館の開放のための経費については、行政区の規模の違いによる大きな相違はないと考えておりますので、一律7万円の補助とする交付要綱となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、②でございます。補助要件の緩和についてであります。平成24年に、それまでの常時開放から年間の3分の2以上開放に改正されましたが、今後の要件緩和についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） この補助金の交付の対象となるのは、交付要綱第2条にあります、集会所を無償で年間3分の2以上開放し、周辺地域を広く巻き込んだコミュニティーづくりに役立っていることが条件となっております。

この補助金の交付の趣旨は、地域の集会所が常時開放されていることにより、誰でも好きなときに集うことができる地域のたまり場となることを目指すものであり、各行政区ごとに会館の継続した開放のためにさまざまな工夫をしていただいております。

今後、たまり場実施を希望する行政区や、たまり場継続に関してお困りの行政区がありましたら、たまり場を実施しているほかの行政区のいろいろな特色や事例について、市でヒアリングを行った結果をもとに情報を提供し、円滑なたまり場実施に向けて協議を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、③今後の方針についてであります。人と人をつなぐたまり場は、地域の活性化に大いにつながっていくものと考えますが、高齢化による運営面の難しさも少しずつ露呈してきているように思われます。最後に、今後の方針について伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 昨年度までにたまり場を実施していただいている28行政区に対し、毎年年度初めにヒアリングを行い、たまり場活動中の現場も確認させていただいたところ、いつでも、誰でも利用できる地域のたまり場としての基本要件は、各行政区の特色あるさまざまな取り組みにより既に浸透していると考えております。

今後は、さらなるたまり場活動の発展形として、若い年代層の積極的参加を促す企画の工夫や、地域の見守り活動の一環として、独居者などのふだん集会所へ足を運ばない方々のたまり場への引き込みをお願いしているところでございます。

誰もが、いつでも、気軽に地域コミュニティー活動に御参加いただける環境を継続し、市民が三世代で集い、リフレッシュし、心身ともに健やかな時間を共有することが健康寿命の延伸となり、さらに地域住民の顔の見える交流が、災害時や平常時の見守りにつながると考えております。

今後とも引き続き、行政区と連携を図りながら、たまり場活動の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、大きな4点目、「災害時に備えて」の①災害対応型カップ式自動販売機設置についてであります。

このテーマにつきましては、昨年の6月定例会でも取り上げさせていただきました。そのときの市の御答弁では、「牛久市の場合、設置している自動販売機のほとんどが地域経済活性化の観点から、地元の事業者の設置となっておりますので、既に設置している自動販売機を災害支援型へ切りかえるには、設置事業者との合意形成が必要となります。したがって、災害支援型自動販売機の設置推進につきましては、想定される効果を十分に検証した上で検討してまいります」とのことでした。1年が経過し、検討の結果をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） お答えします。

現在、市の公共施設等には、53台の飲料水自動販売機が設置されています。

なお、設置業者につきましては、地場産業育成の観点から、そのほとんどが市内業者となっており、市のそれぞれの施設担当課が行政財産使用許可の手続を行いまして、自動販売機の設置について許可している状況であります。

昨年の質問につきましては、同様の質問であったかと思うんですけども、当課、交通防災課としては、直接設置に当たっている担当課ではないために、いろいろな業者のそういう自動販売機のことについては、いろいろ調べまして検討させていただきました。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 検討いただいたということなんですけれども、そうすると設置がなされるのか、今後なされないのかというところの結論をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 検討した結果なんですけれども、現在のところは、今の設置されている自動販売機がありますので、追加でということは考えておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、1点、再質問をお願いいたします。

東日本大震災の経験から生まれているこの災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されてからですけれども、災害時にお湯やお水、特にお湯が無料で提供できるため、いざというとき赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等においても利用できるということでございます。東日本大震災で利用した被災者の方々からは、「飲料の支援物資は各方面から届いていますが、ほとんどがペットボトルの冷たいもの、温かい飲料は大変ありがたかったです」と、また熊本地震においても、「お湯の提供が大変よかった」との声が多数寄せられているとのことでございます。

近隣では、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで延べ8,300杯が提供され、職員の方からは、「約1カ月間もの間、最後まで無料開放していただき、大変ありがたく思っております。自販機のおかげで、お湯の補給などにスタッフの手がかからず、ほかの支援活動や本来の業務に専念できました」との声も届いているとのことでした。このように、災害時に避難所等において、お湯や水、冷たいものや温かいものが選択でき、すぐに提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置は大いに役立つものと考えます。

そこで、現在建設中の武道場が完成したときに、この災害対応型紙カップ式自動販売機を設置

し、災害協定を結ぶことについてはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 災害型のそういう自販機って、私も必要だと認識しておりますが、ただ、自販機じゃなくとも温かい提供は、そのときのいろいろな職員の対応でもできるのかなということで、今一番牛久で奨励していましたが自販機の平準化でございます。去年までは自販機の非常に偏った発注の仕方があったということで、なるべく市の商工会に入っている方に、それをみんな公募によりするということに大きな目的がございました。これから新しく機械を設置する場合に、こういうこともお願いしますということができるとかなということで、段階を追ってこういうことに対応していきたいと思っています。

先月あたりですかね、ちょっとテレビで見たんですけども、今、カップ麺でも冷たい水で、時間はかかりますけれども、おいしく上がれるようなカップ麺もできているような話を聞いています。確かに温かいほうがいいですけどもね。でも、順次そういう面に対しては対応していきたいと思うんです。まずとにかく商工会にそういうことをやっていただいた、それからその次の段階にまたこういうことを取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今回のこの自販機は、やっぱりお湯とか冷たいお水も、ただ飲み物だけじゃなくて、それが使えるということもすごく災害時は価値的かなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

最後に、大きな5点目、コンビニでの各種証明書交付の導入について伺います。このテーマにつきましても、これまで何度か取り上げさせていただいております。

現在、県南10市のうち、コンビニでの各種証明書交付の導入がなされていない市は牛久市のみですが、県内全体の導入状況と牛久市の個人番号カードの申請率について伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） コンビニでの各種証明書交付導入のうち、県内の導入自治体と牛久市における個人番号カード申請率についての御質問にお答えいたします。

茨城県内のコンビニでの各種証明書交付導入自治体は、平成30年4月時点で、44市町村のうち29市町村でございます。茨城県全体の66%となっております。

牛久市における個人番号カードの申請件数は、平成30年5月31日現在で1万1,714件、申請率は人口比13.7%となっております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今御答弁で、県内市町村中、29の自治体、3分の2が既に導入済みの中で、なぜ牛久市は未導入なのか。その理由についてですが、これまでこのテーマを取り上

げさせていただいて、その御答弁から私としては、①番、マイナンバーカードの交付率がまだ十分でないこと、そして②点目は牛久は土日の窓口対応が充実していること、そして③番としてサーバーなどの初期導入費用が大きいこと、そして④、マイナンバーカード発行により証明書添付が不要になるケースがふえてくるということで、牛久市は導入に至らないというふうに、これまでの御答弁を通して私なりに理解しておりますが、改めて当市の未導入の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市においては、各種証明書の交付を、市役所総合窓口課、エスカード出張所、三日月橋出張所、奥野出張所で土日を含めて行うとともに、ひたち野うしく郵便局で平日に証明書交付を行い、市民の利便性の向上を図っております。また、平成29年7月に開始された情報連携により、市町村間での各種証明書の交付が軽減されている状況にあります。

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニ交付については、初期導入費用が約3,000万円、年間の維持経費が約830万円、そのほかコンビニ事業者への委託手数料が証明書1通当たり税込み115円となっております。現時点での個人番号カード申請率が1割程度であり、多くの市民の手に渡らないと十分な費用対効果が得られないことから、証明書のコンビニ交付の導入を見送っております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま未導入に対する理由の御答弁をいただきました。先ほど私も申し上げた未導入の理由とほぼ同じというふうに思いますけれども、今御答弁いただいた未導入の理由は、私は未導入の根拠にはならないと考えます。IT化時代に入り、どこにいてもコンビニではほぼ全国から証明書の交付ができる、その利便性の恩恵を受ける基盤づくりをする、そのときが今ではないかと考えるものであります。マイナンバーの交付率は、どこの市町村もさほど変わらないように思います。また、つくば市も、土日の窓口を対応しながらコンビニ交付も導入をいたしております。サーバーなどの初期費用は、それぞれの市町村がどこかで大きなお金を負担しているというふうにも理解いたしております。

マイナンバーカードがあることで証明書添付が不要になるのは、牛久だけではなく、これは全国的に全市町村が同じ状況にあるかと思えます。それでも県内において、県南9市は導入をいたしております。牛久を除く県南9市が導入して、県内においても全体の3分の2がそれでもなおかつ導入しているのは、利便性の確保を優先していると考えられるものであり、私は当市においても早期の導入を望むところでございます。これは私の要望ですので、御答弁は結構でございます。

以上で一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で3番尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時35分といたします。

午後2時25分休憩

午後2時36分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番市川圭一君。

〔10番市川圭一君登壇〕

○10番（市川圭一君） 創政クラブの市川圭一です。通告に従い一般質問を行います、日々子供たちの環境は変化をしていますので、その点を踏まえ御答弁をお願いいたします。

今回は大きく、牛久市の子育て、そして取り巻く環境についての質問をいたします。

まず、第1点目として、モバイル等の扱いについてです。

皆さんも御存じのとおり、今の小学校、中学校は、携帯電話の普及により、そしてスマートフォンの普及により大変子供たちの利用頻度が多くなっております。そして、毎日のように社会問題として取り上げられている中、特にSNS、LINEに今回はある程度絞っていきたいと思いますが、まず中学校、小学校における使用状況、原則としては小・中は禁止という形にはなっていると思います。もちろん学校許可制ですか、それで学校を離れてしまえば事実野放しな状態になっていると思います。まずその点を踏まえて、今教育委員会としては、その現状をどう捉えているのかをお聞きいたします。

次に、2番項、部活動についてです。

同僚議員も部活動についての質問がございましたが、私はその部活動の中におかれる公用バスの使用状況についてを伺います。

練習試合等々、運動部、文化部、いろいろございます。私の知っている限りでは、ある大会以上は市のほうの負担でバスを出して、対外試合なり公演なりを行っていると思います。ただ、現況では保護者がある程度送迎、部活動、遠征とかについては保護者の負担があるのかなと思っております。その中で、やはり今は親が共働き、また家庭によってはひとり親家庭というのもございます。なかなか、親の助けが必要なんだができない家庭もあると思います。その場合、保護者同士なり子供同士で協力して、「じゃあ今回は誰々ちゃんちに乗せて行って」と、そういった場合、やはり事故等があったときとか、なかなか頼めない子も中にはいると思います。また、親同士余りつき合いがない中で、難しいのかなというのを感じられます。

そういう点も踏まえまして、牛久市ではいろいろな面で公用バス、各自治会も、大変ほかの市町村に比べれば多分利用頻度が多いのかなと思っております。その中でやりくりも大変だと思いますが、今現状としましてバスの使用状況についてをお伺いいたします。

続きまして、3番項、登下校についての、まず、①登校班の現況ということでお聞きいたします。さきの予算委員会でもこの点の質問をさせていただいたんですが、より詳しくということで、一般質問で今回はさせていただきます。

やはり各小学校区、中学校区、それぞれ登校班があると思います。小学校区も中学校区も、新年度、新入生ですか、特に家から学校までの通学路を学校側に提出をしていると思います。これは保護者がどの道を通っていくのかと子供に聞きながら書いていくのかなと思っております。小学校は特に登校班ということですが、中学校区は、私が以前、上の子2人のときには学校までが登校の通学路だということで特になかったのかなと思ったんですが、今回一番下が新入生で入ったときに、今まで上2人には書いた覚えがなかったんですけども、家から学校までの多分最短距離というんですかね、提出した覚えがあります。

その中で、現在、特にこれは小学校低学年になるんですが、ある一部では子供会なりに属していないと登校班に入れられないというのがあると思われま。子供に罪はないんですが、通常登校班というと、6年生がいれば6年生が班長となり前と後ろをガードして、その間に低学年なり中学年が入っていくというのが一般的な構成になっていると思います。あるところで子供会に入っていないお子さんがいて、そのお子さんはこの列には入っちゃだめというふうに排除しているのを見たことがあります。それは親ですね。子供たちは、一緒に行くんだからいいんじゃないかというふうな話をしているんですが、いや、あの子は子供会に入っていないからこの登校班には入れられないよというのが現実、これは教育委員会の方もわかっていると思いますが、行われているのが現状だと思います。

各学校によって、学区によって取り組みが違うと思うんですが、まず今、小学校区、中学校区なりの登校班の現状をお願いいたします。

あと、3番の②通学路の安全確保、こちらは登校時、下校時ですが、立哨という言い方が合っているかどうか分かりませんが、保護者なりが朝夕、交差点等危険箇所立って子供たちの登下校を見守っていると思います。その中で、地域のかかわりは、これは大変今は重要になってきています。先ほども言いましたが共働きの家庭も多い、またひとり親ということで、子供に手をかける時間がないということで地域の方が率先してお手伝いをしていただいている風景を多々見ます。

やはり牛久市の教育委員会としては、コミュニティ・スクールということで開かれた学校づくりをしていくと。教育長の方針の中にも、地域とのかかわりを積極的に持っていくんだとい

うふうなお話も聞いております。ただ、一部では、あくまでもボランティアという形で見守りをしているので、事故があったときにはどうするんだという不安な声も一部の声として上がっております。

本来は、自分の子供は自分で守るといのが大前提にはなるんですが、やはり地域でその子を育てていくというのも教育方針の中の一つにあるのかなと思っておりますので、その点を踏まえて、通学路の安全確保についてお聞きいたします。

続いて、4番項、幼保小（中）連携についてで、その中の小中一貫に伴う学校運営及び幼稚園、保育園とのかかわり方ということですが、牛久市は分離型の小中一貫校という形式をとっていると思います。

私も以前、教育民生常任委員会のときに、埼玉県の上野市に視察に行ったときにそこも分離型の小中一貫校というのをやっておりました。各地区それぞれの特徴にあった教育を目指していくと。ただ、市としてやはり柱の通った教育をしていかなければならない、各地区の取り組みはさまざまであっても、柱となるものはやはり揺るぎのないものでないと、一貫として教育、教育長になるのか、教育委員会等の思いがですね、各学校長は各学校の経営者という立場になると思います、経営者なりの考えがあると思いますので、そこら辺も踏まえて、小中一貫に伴う各幼稚園・保育園、これも地域によってさまざまです。私立もあれば公設の幼稚園もありますし、また保育園もいろいろな形の保育園がございます。その中で、幼保小中のかかわりについてお聞きいたします。

そして最後、5番項、今回は一括方式の一問一答ということですので、本来であれば最後、この5番項「これからは」、子ども教育に対する今後の展望ということですので最後の最後にお聞きしたいんですが、質問の性格上、また内容によってはお聞きしたいと思います、今大変子供の環境、冒頭でも言いましたが、日々変わっております。

きょうのメディアの発表によりますと、牛久市で子供のいじめ防止アプリに関する取り組みを中学校で発表をしていくというなの、朝、メディアの放送の中で流れておりました。また、大変痛ましいことではありますが、5歳児の女の子がノートに、「ゆるしてください」というようなことも書いておりました。

本当に親は子供と接する時間が少なくなり、先生に対する負担が大変大きくなってきているのが今かなと思っております。本来は親がすべき教育を先生がやらなければならないというのも現況であるのかなと思っております。その点を踏まえて、牛久市の今後、教育のあり方、今後の展望、どういうふうに牛久の子供たちを育てていきたいのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、通学路の安全確保について答弁いたします。

教職員はもちろん、多くの保護者、そして地域の方々に協力いただきながら実施しております。

例えば、中根小学校の教職員は、毎朝登校時に危険な横断箇所や大通りの交差点で登校指導したり、下校時には児童とともに歩きながら下校指導したりしております。また、5月には、児童と一緒に危険箇所や「こどもを守る110番の家」を確認する踏査指導を行っています。

保護者の皆様にも毎日御協力いただいております。例えば、ひたち野うしく小学校では、PTAの地区の校外委員さんたちが中心になって、地区ごとに当番を決めて危険箇所の登校指導を行っていただいております。

地域の方々にも毎日熱心に御指導いただきまして、例えば岡田小学校では、地区社会福祉協議会の皆様を中心となってウォーキングパトロールを行ってくださっております。ことしはこれまでの20人から40人にふやしていただいたと聞いております。そして、子供たちの登下校を見守っていただいております。

神谷小学校では、地域のボランティアの方々が、朝に1回と下校時は2回にわたって子供たちと一緒に歩いたり、危険箇所に立ったりしての見守り活動を行っていただいております。

また、学校では、登下校時の交通指導だけではなく、牛久市交通防災課交通安全強化員の交通安全教室も実施しております、学年ごとに指導内容を変えたりしております。低学年では安全な歩き方、不審者に対する防犯指導も行っております。

このように、さまざまな立場の方々が協力・連携しながら、児童の登下校の交通指導、見守り活動に当たっておりますので、学校にも、そして地域の皆さんにも感謝しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私のほうからは、1番のモバイル等の扱いについて、4番の保幼小連携について、5番の「これから」、今後の展望ということで、3点お答えしたいと思います。

まず初めに、モバイル等の扱いについてですが、先ほど部活動の話もありましたので、以前部活動でLINEを使ってという問題もありましたので、そこに触れながら、スマホの所持率の現状、そして対応というような形で述べていきたいと思っております。

改めて学校に調査をかけました。現在、部活動の連絡にスマホの無料通話アプリ等を使用しているというようなことはなくない状況です。各学校に聞きますと、スマホを所持していない生徒が仲間外れになることも予想されるので、生徒ではなく保護者へ連絡するような方法をとっています。具体的には、代表保護者に電話連絡をして、その後、連絡網で伝えていただいたり、メーリングリストを活用して関係保護者に一斉送信で連絡したりしています。

過去において、市内でもSNSを介したトラブルが発生しておりまして、例えば無料通話アプリを介した写真等の投稿のトラブル、いじめ等もありました。これらの事案については、各学校において、保護者と連携しながら指導して対応しております。

現在、市内の中学校のスマホ所持率は約6割です。インターネットの接続を持っている家庭は9割を超えている状況です。社会状況から今後ますます増加することが予想されます。そこで、学校では講師を招聘して、毎年情報モラル教室などを実施して、スマホ等の使用やインターネットの適切な利用について指導しているところです。保護者に対しても学級懇談会などを利用して、家庭におけるルールづくりを積極的にお願ひしています。

昨年度は、茨城県警本部長と茨城県教育委員会教育長の「ネットを通じた子どもの性被害防止の為の共同メッセージ」を児童生徒及び保護者に配布しております。

今年度は、講師を招聘したいじめ防止のための事業を市内全中学校で実施しているところです。授業の中では、スマホの無料通話アプリによるいじめが進行していく状況を具体的に取上げて生徒にその怖さを伝えるとともに、どうすればいじめをとめることができるのかを考えさせる時間もつくっております。先ほど議員の御指摘にもありましたように、きょうは牛久三中で、この「STOP i t」といういじめ防止アプリの講習会と使い方の授業をしているところです。

今後も、児童生徒、保護者に対して繰り返し注意喚起するとともに、安全な使用について指導してまいります。

続きまして、幼保小中連携についてです。

幼保小中連携についての御質問にお答えいたしますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、市内独自に校長先生方で小中一貫で考えていただいているところではありますが、一番頭には「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」というのがありまして、どの子ども、どんな家庭で育った子ども、どんな障害を持っている子ども、学校に来たら幸せでいたい、教室が居場所になって、みんなで学びながら成長してほしいということが一番の願いであります。そういうことをベースに置いていただきながら、各学校で独自に小中一貫を取り組んでいただいている状況です。

市内の小中一貫教育は、校舎分離型の各中学校区での取り組みではありますが、義務教育9年間の児童生徒の学びの連続性と支援体制を目指して小中一貫教育推進事業を行っています。

小中のブロック編成は、二中与奥野小、三中与牛久小・牛久二小、下根中と中根小・ひたち野うしく小のそれぞれの中学校区と、もう一つは通学区域の関係から、一中・南中と岡田小・向台小・神谷小、この5校の連携のブロックということで4ブロックになっています。それぞれのブロックで小中一貫教育推進会議を立ち上げて、子供たちの学校生活への適応や学力向上、

地域との連携や9年間で育てるべき力などを話し合っています。

平成28年度には、推進組織づくりや中学校区での課題の把握、年2回の推進委員会と年度末の報告会を実施しました。平成29年度には、目指す子供像や重点施策を設定し、先生ばかりでなく、学校事務職員、養護教諭、栄養教諭、図書司書なども参加して、チーム学校として小中一貫の取り組みをしています。

また、一中・南中ブロックですが、神谷小学校では読み聞かせやあいさつ運動、陸上練習などの交流活動をしました。また、学力診断テストの結果をもとに各教科での課題や指導内容の共有化が図られました。ほかの学校やブロックでも、学習及び生活実態調査の分析、外部人材の活用、相互授業参観、中学校教諭の小学校での出前授業、配慮しなければならない子供たちの情報交換など、さまざまな成果や課題が出されています。今年度は、各ブロックごとに学習スタイルの統一や家庭学習の仕方の見直しなど、小中一貫学習プランの作成・実施の計画をしています。

一方、保幼小連携の取り組みについては、市内の幼稚園、保育園24園を各小学校ブロックごとに分けて連携しています。保幼小接続のために、保育園や幼稚園のアプローチ・カリキュラムと小学校のスタート・カリキュラムをつくって、小学校への接続をスムーズにしようとしています。このカリキュラムは、茨城県のモデルに先駆けて、中根小学校と第一幼稚園、牛久小学校と第二幼稚園で作成し、子供のよりよい支援の連続につながっています。

また、10年前よりこの事業には、発達障害を専門にしている大学の先生や臨床心理士の方々にかかわっていただいております。指導法や支援の必要な子供のかかわり、保護者の相談など多方面で御助言をいただいております。

牛久市の保幼小連携推進事業は、平成28年度に県市町村教育委員会の研修会で先駆的な取り組みとして発表したり、平成29年度には常陸太田市の保育士研究会が市内のひかり保育園を訪れ、保幼小連携の取り組み状況を説明する研修視察が行われました。さらに、今年度の4月には、保幼小連携について、墨田区の議員の皆様による行政視察がありました。

続きまして、子供の教育に対する今後の展望ということですが、先ほども言いましたように本市では、「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」ということのため、これまで授業に対話的な学びを早くから取り入れ、授業を変えることで豊かな心と確かな学力を育ててまいりました。今後、この授業づくりを核とした学校づくりの一層の推進、充実を図るため、小中一貫教育とコミュニティ・スクールの取り組みを進めてまいります。

先ほども述べましたとおり、本市では校舎分離型の小中一貫教育を推進しております。これは、小学校、中学校の縦の連携により、義務教育9年間の児童生徒の学びを支えることを狙いとしています。連携する小学校と中学校で、目指す子供像を共有します。その実現のための施

策を考え、実施することにより、義務教育9年間を見通した系統性、連続性のある取り組みを確保し、児童生徒の学びの深まりを目指します。

また、保幼小連携の充実を図り、園児の小学校生活への円滑な移行を目指します。保育園、幼稚園と小学校の交流を一層充実し、保育園、幼稚園から小学校へのアプローチ・カリキュラムと小学校でのスタート・カリキュラムの一層の充実を図ることで、園での学びを基盤に、小学校において充実した生活ができるようにいたします。

また、支援を必要とする子供に対して、保育園、幼稚園から義務教育修了まで切れ目のない継続的な支援を行います。これにより、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップ等の不適応の解消を図るなど、一人の子供の学びを支える営みの継続により、教育活動の質を高めていこうと思います。

もう一つの取り組みが、コミュニティ・スクールの取り組みです。奥野小と牛久二中が平成29年3月1日に、岡田小と牛久一中が今年度になってコミュニティ・スクールになりました。今年度中には、市内全校がコミュニティ・スクールとなる予定です。コミュニティ・スクールとは、学校職員と保護者の皆様や地域の皆様で組織される学校運営協議会を設置し、学校と地域の皆様が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を実現させるものです。この学校を支える横の連携であるコミュニティ・スクールの活動の充実を図ることにより、保護者の皆様や地域の皆様の力をおかりして、地域総ぐるみで子供たちの学びを支え、より豊かな学びを実現し、学びの広がりを目指していきます。

今後、縦の連携である小中一貫教育と横の連携であるコミュニティ・スクールの推進・充実を図ることで、一人残らず全ての子供の学校生活を支え、将来のよりよき市民を育ててまいります。今後も、牛久の子供たちの幸せづくりのため取り組んでまいります。

ちなみに、先ほど議員がおっしゃいました、神戸の教育委員会の対応ではありますが、いじめのメモが7カ月ほど放置されたというようなニュースがありました。先々週から「STOP i t」を各学校に広報しているおかげで、何十件かのメールがもう入っております。簡単に言うと、「こんにちは」というメールから、部活やその他の悩み、友達の悩み、家族の悩み、恋愛の悩み、さまざまな悩みが今入ってきて、指導課ではその返信に今追われている状況ですが、その中にいじめの状況も入ってきています。できるだけオープンにしてたくさん情報をとって、早く見つけて早く返すということと、子供たちが気楽に相談できる窓口を開いてあげて、子供たちが相談できる窓口がたくさんある中の一つとしてこの「STOP i t」も有効に使いながら、子供たちの生活を、学びを支えていきたいなと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 私のほうからは、2番目の部活動のバス使用状況について、そし

て3番目の登下校における登校班の現況についてと、2点の御質問にお答えをしていきたいと思ひます。

まず、バスの使用状況についてということでございます。

各中学校の部活動における公用バスの使用につきましては、牛久市バス運行規程に基づき、バスの使用申請の経路を経て使用をしております。

現在までに集計が完了している平成28年度中学校の公用バス運行実績は、授業等での使用が60回、部活動での使用が272回の合計332回使用をしております。

それぞれの中学校別の使用回数でございますが、牛久一中が66回、牛久二中が23回、牛久三中が66回、下根中が102回、牛久南中が75回というふうになってございます。

他市町村の学校での公用バスの使用状況のデータにつきましては、データがないということで比較ができない状況でございますが、牛久市公用バスの利用団体等の比較ということで見ますと、全使用回数1,113回中、上位5団体につきましては、中学校が332回、小学校が202回、子供会56回、行政区41回、シニアクラブ39回の順番で、中学校の公用バスの使用回数が全体の約3割を占めているという状況でございます。

また、使用日が重なることで公用バスが使用できない際には、教育総務課で民間バスを手配しております。平成28年度は中学校で133回使用しており、公用バスとの合計回数は465回という数を数えていると。こちらの数につきましては、他の市町村で勤務経験のある先生にお聞きしますと、非常に手厚くバスを出していただいているということで、いつも感謝のお言葉をいただいているような状況でございます。他の市町村ですと、どうしても保護者の皆さんの送迎で練習試合等に、相手の試合会場のほうに送っていくという現況が多い中、牛久市ではバスを出してくれるので、どちらかという牛久市内の中学校の子供たちが他校の会場のほうで練習試合をしていくという状況が多いというふうを感じているところでございます。

続きまして、登下校、登校班の現況についてということでお答えをしたいと思います。

登校班の編成につきましては、小学校8校中、PTAでの班編成が5校、子供会での班編成が2校、学校での班編成が1校となっております。

学校側といたしましては、各児童の自宅周辺の状況や保護者同士の関係をよく理解しているPTAまたは子供会に班編成をお願いしているのが現状でございますが、一方で子供会に加入していないと登校班に入ることができない小学校が2校ある状況でございます。これは、先ほど議員からも御指摘いただいたところでございます。また、PTAで班編成をしている小学校におきましても、子供会に入っておらず、登下校班での登下校ができない地区が一部発生しております。

この点につきましては、その発生した学校では、保護者からの御意見もいただいた中で、下

校について、通常は学年別の編成で問題が生じておりませんが、月に1回行う子供会、地区別の下校の段階でこういった問題が生じたということで、この辺につきましては、授業参観日のみの年3回、毎月1回を年3回に縮小して授業参観日に合わせることで、保護者と一緒に下校できるようにすることでやむを得ず班に入っていないという子供たちであっても安全に下校できる状況に改善をしたというふうに報告を受けております。

登校班で登校していない児童は、保護者が原則送迎を行うこととなっております、保護者の皆様の負担も大変大きいと考えておりますが、まずは登校班に入ることについて、子供会とよく話し合ってもらわなければならないかなと感じているところでございます。

また、中学校につきましては、登校班というような形での小学校のような班編成はもう中学生ですのでつくっておりませんが、大体方面別で帰ったり、もしくは部活動が始まりますので、そういった形での登下校をしているというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。大変多岐にわたりというか、本来は子育て、それを取り巻く環境ということで、当初は保健福祉部だとかいろいろ多岐にわたり質問しようとしておったんですが、なかなか多分時間内に下手するとまとまらないんじゃないかということで、今回は教育委員会所管に絞らせていただきました。

本当に、冒頭でも言いましたが、日々子供の環境が、取り巻く環境が変わっています。本当に今、教育長の中で、教室が居場所という形の教育環境をつくっていきたいというふうなお話がありました。まさに今、本来親が接する時間よりも、先生方が子供と接する時間が長くなってきていると思います。その中で、以前より、家庭教育学級ですか、小学校、多分新入生対象に取り組んでいたことがあると思うんですが、その中でもやはり長年にわたり「親育」ということが叫ばれております。

自分が子供のころを振り返ってみますと、やはり先生というのはある一定の年齢がいった方が多かったのかなと、自分たちの親と比べてもですね。中にはもちろん若い先生もいらっしゃいましたが、やはり先生として周りも扱っていたと思います。やはり先生という職業はそういう部分、まあ、職業という言い方がちょっとどうかなと私は思っているんですが、特殊なものです。やっぱり子供たちにとっては大変憧れの存在でもあるのかなと。

以前、これはちょっと大変悲しい話なんです、卒業式のときに「仰げば尊し」というのがありますね。その中で「我が師の恩」というのがありますが、ある先生が「今の子供に『我が師の恩』なんていうのは期待できない」なんていうようなことも言っていたことを聞いた覚えがあります。大変そこら辺、コミュニケーションが不足しているのかなというのはすごく痛切

に感じました。また、ある学校では、「学校に火をつける、子供を殺す」という脅迫文が送られてきたことも、大分前になります。その中で、地域の人たち、保護者、先生が協力して安全・安心パトロールをしようということで、先生が車に乗って下校時にパトロールをしていたんですが、その当時はまだ、各学校単位のパトロールということもあったんですが、牛久市全体としての目印になるようなものがなくて、本当笑い話になってしまうんですが、先生が通報されたということもありました。不審者がいると、変な大人が子供の後を車でつけているというので学校に通報があったというのを覚えております。よくよく聞いたら学校の先生だったと、どういうことだということも、これもPTAの中でもいろいろ問題にもなったのを思い出しました。本当にそういうコミュニケーション、ちょっとの不足でそのようなことが考えられます。

今回はあえて1つの項目にしたのは、本来1つのくくりでしたかったんですが、物語というかストーリー上、大変質問が前後してしまうので、これは事前に通告をした段階ではお話をさせていただいたんですが、やはり何度も繰り返すようですが、子供を取り巻く環境というのは本当に日々動いているということで、どうしてもその趣旨をわかっていたきたく、こういった形の質問をさせていただきました。本来はもっと細かくお聞きしたいところもあるんですが、教育長としては、私は教室が居場所の一つになるというのは大変いいことだと思っております。ただ、新採の先生なんかは、新採のいろいろな行事等で、学校で子供といる時間が大変少ないと思います。また、新採の先生を教育する先生もいらっしゃいます。その中で、子供に割く時間よりもその先生に割く時間が多くなってしまいうのも現実かと思っております。本来、先生というのは子供に時間を割くべきだと思いますが、その点についてはどう思われているでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 大量退職で新しい先生方がたくさん入ってきたり、今県内でもどこの市町村も先生方が足りないまま学校を運営しているというのがほとんどの市町村であります。教員の希望者が少なかったり、講師希望者がいなくて欠員の状態です。若い新採の先生と、それから大学を出て、採用試験は落ちてしまったんですけども講師をやっているという先生も何十人もいます。なので、指導者をつけるというよりは、先生方がお互いに教室を開いて、お互いに授業を見合って、そしてお互いに悩みを語り合って、お互いに成長していくと、そういった環境をどこの学校も校長先生を中心につくっていただいて、子供たちが互いに育ち合うような関係で先生たちも互いに育ち合ってもらって、その学校を核にして地域の方々も育ち合ってもらったらいかなとというような、そういうみんなで学び合えるような学校にできればいいかなと、その中で育っていつてもらえればなとというような気持ちでおります。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） それでは、以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で10番、市川圭一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時19分休憩

午後3時31分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番池辺己実夫君。

〔9番池辺己実夫君登壇〕

○9番（池辺己実夫君） 皆さん、改めまして、こんにちは。本日最後の登壇になります。創政クラブ所属の池辺己実夫です。

きょう、この中、皆さん、学校給食は経験あると思います。皆さんの息子さん、娘さん、お孫さんも全部関連していることなので、慎重にきちっと聞いていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、質問通告書により一般質問をいたします。

人が健康に生きるということは、呼吸し、食し、生活を営むことであります。その中でも、食の問題は生きるために最も基本的なことであり、食は命と言っても過言ではありません。安全でない食料が社会に流通することは、人間の生命を根底から覆すものであり、毎日三食とる食事に安心・安全なものを望むことは当然のことです。そこで今回は、学校給食について幾つか質問させていただきます。

まず、大きい1番として、学校給食施設の運営について、①として、学校給食施設の調理は民間に業務委託していると伺っていますが、委託先の選定と契約年数についてはどのように決まっているのでしょうか。

また、民間委託の場合、もしも提供した学校給食で事故や食中毒が起きた場合、責任はどこにあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、給食調理の業務委託に関する数点の御質問にお答えをいたします。

牛久市では、顔の見える学校給食である自校方式を取り入れており、現在、調理実績のある調理業者と学校ごとに指名競争入札を行い、合計7社と契約締結し、各校の給食室で調理を行

い、温かい給食を提供しております。

調理業者選定におきましては、牛久市の競争入札参加資格を有する学校給食または集団給食の実績があり、会社経歴及び経営状態が正常かつ良好であり、常時営業を継続し相当数の従業員を有するものを条件に選定しております。

契約内容といたしましては、学校給食に関する法規、食品公衆衛生に関する法規等を遵守し履行するとともに、光熱水費、従事者の衛生検査、施設管理等を委託契約に含め実施することとしております。

契約期間につきましては、児童生徒数の増加が見込みにくい、中根小、ひたち野うしく小、下根中の3校につきましては単年契約、そのほか10校につきましては2年間の契約としております。

給食提供に際し、調理中の事故や食中毒が発生した場合の責任の所在につきましては、調理業者が持つことが契約書にうたわれており、万一事故等が発生した場合は直ちに市へ報告し、調理業者の責任において処理対応することとなっております。さらに、本市では学校給食異物混入対応マニュアルによる対応をお願いしており、児童生徒へ安全・安心な給食提供を行っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 次に、学校給食施設の調理師には定数があるのでしょうか。ある場合は、牛久市内の各学校の調理師は適正な人数の確保がなされているのでしょうか。

また、調理師の方は、資格などがある方なのか、委託先の正職員なのか、またパートのような待遇なのかもお伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 調理員についての御質問にお答えをいたします。

調理員につきましては、各委託業者の裁量で、衛生検査等をクリアした方を給食提供時間におくれが生じないよう人数配置を行っていただいております。特に、業務従事責任者は調理師免許資格を有し、学校給食業務もしくは集団給食業務に2年以上従事した経験者であること、副業務責任者は1年以上従事した経験者であること、巡回指導員は栄養士もしくは管理栄養士の資格を有する正規職員としております。

そのほか調理に従事する調理員につきましては、資格の有無を問わずパート従業員として雇用されている状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 次に、学校給食の食材費としての給食費と運営費の考え方についてお伺いいたします。

学校給食の食材費は、学校給食法によって保護者が負担することになっています。つまりこれが給食費ですが、この金額の範囲で食材を選び献立を作成することになり、牛久市の現在の、済みません、幼稚園はちょっと調べなかったのですが、小学校の給食費が月額4,320円、中学校が4,690円になっています。この給食費の金額については、昨今食品の値上げなどが相次ぎ、食材選定や献立の作成がますます厳しくなっているとも推測いたします。食材費にもっと余裕があれば、国産を選んだり、加工食品や冷凍食品でなく新鮮な肉や魚、野菜などを購入することもでき、献立の自由度も増すと思われます。しかし、給食費としての保護者の負担を考えれば、私が言っている理想と親の負担の現実のギャップが出てしまうのも仕方ないと思われませんが、その点についても市のほうではどのように考えているのかも伺います。

また、給食費の設定において、牛久市は月額ですが、1食当たり幾らと設定している自治体や、小学生においては低学年・中学年・高学年の金額設定が違う自治体もあるようです。その辺の考え方も含めてお伺いします。

また、食材費が保護者負担である一方、それ以外の整備や運営費は自治体自体が負担しています。学校給食施設の調理器具や食器をそろえ、維持管理し、給食を調理して提供するのに必要なお金は自治体財政の中から支出されます。そこで、先ほど伺った業務委託の直近の金額の推移はどのようになっているのでしょうか。今後、また生徒数が減少していくことが予想されますが、推移はどのようになるとお考えでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食費と運営費の考えについての御質問にお答えをします。

現在の給食費で給食提供を行うに当たり、御指摘のとおり食材費の値上がりや、地場産物使用を進めている中、栄養価及びカロリー等を確保する献立作成に難しさが増しているという状況でございます。そのような状況の中、栄養教諭や栄養士が、限られた予算内で給食提供できるように納入業者からさまざまな食材カタログ等を収集し、給食費の値上げにつながらないように創意工夫し、よりよい給食提供に努めているところでございます。

給食費は、幼稚園児3,460円、これは週4回の提供でございます。小学生が4,320円、中学生は4,690円、これを8月以外の11カ月分を事前に登録いただいた口座から引き落として徴収をしているという状況でございます。給食1食当たり、幼稚園児・小学生は250円、中学生は270円として給食提供をしております、平成29年度は3億7,210万2,730円を食材費として支出をいたしております。

なお、小学生の学年別の料金設定でございますが、徴収事務が煩雑になること、また小学校6年間を通して給食を提供していくという考え方から、学年別料金設定の実施につきましては現在考えてはございません。

また、調理業務委託費の推移でございますが、平成20年度は2億2,530万7,150円、平成25年度が2億4,936万8,850円、平成30年度3億1,328万9,240円という状況になっております。

今後の運営費の予定推移といたしましては、児童生徒数が極端に減少するという状況になれば業務委託費も減少すると考えるところでございますが、当面の間は大幅に減少するという想定はございませんので、大きな変化はないというふうと考えておるところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 給食施設の維持管理も大切なことであります。今の学校給食衛生管理基準に基づいた施設の現状については、どのようになっているのでしょうか。

各学校の給食調理室では、さまざまな調理器具、調理設備が使われていると思います。それらの老朽化による更新などがこれからも断続的に発生していくかと思いますが、今回も予算書を見ますと、給食施設を維持管理するとして今年度も5,200万円が計上されています。この維持管理費の推移についても伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 施設の維持管理費についての御質問にお答えをいたします。

給食提供につきましては、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、原材料受け入れ及び下処理段階における管理を徹底すること、加熱調理食品については中心部まで十分加熱し食中毒菌等を死滅させること、加熱処理後の食品と非加熱調理食品の二次汚染防止を徹底することなど、調理後の食中毒菌付着防止のため、温度管理などを重要管理事項としております。

また、調理従事者の日々の体調管理及び細菌検査、調理施設の清掃洗浄の徹底、病虫害の駆除などを実施しております。さらに、給食調理を提供する器材器具及び食器など全てを食器消毒保管庫などで保管し、衛生面について万全を期しております。

なお、衛生面や労働環境からドライシステムを導入するよう努めることとなっており、導入していない施設におきましても、ドライ運用を実施しております。市内小中学校の現状といたしましては、6校の施設におきましてはドライ化となっておりますが、残り7校につきましては従来のウェット施設でありますので、調理業者に対してドライ運用での調理を実施していただいているというところでございます。

給食室を維持管理する費用といたしましては、修繕費、昇降機保守点検料、維持補修工事費、備品購入費を計上し、毎年度計画見直しを行いながら計画的な施設の管理修繕を行っているところでございます。維持管理費の推移といたしましては、平成20年度388万9,581円、

平成25年度1,446万9,987円、平成29年度3,693万3,853円と、年々施設の老朽化に伴い維持管理費も増加をしているという状況でございます。

今後、学校施設等の大規模工事等の終了後に、調理室のドライ化及び自校炊飯室の設置整備等につきまして、再度計画を見直しながら安全・安心な給食室整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 詳しい説明ありがとうございました。再質問させていただきます。

牛久市が、子供1人当たりにかけている学校給食の経費は幾らなんでしょうか。できれば、ほかの自治体との比較してどうなのかというもお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 再度の御質問にお答えいたします。

当市の子供1人にかかる経費ということですが、牛久市では食材費を含めて1人当たり日額565円で給食を提供しております。他の自治体で自校式給食を実施している市町村では、日額で307円から651円という状況でございます。また、センター方式を採用している自治体におきましては、日額392円から623円という経費で給食を提供しているという状況でございます。この状況から、牛久市の経費は、自校式給食を採用している自治体の中でも平均的な経費運営となっているというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 学校給食を運営していくにはお金がかかるのはよくわかりました。牛久の財政が厳しい中で、学校給食にどのようにお金をかけていって運営するか、学校給食にかかわる人だけではなくて、もっと真剣に市民や地域で考える必要があるんじゃないかなと改めて感じました。

大きい2番項として、食育と学校給食との関連についてお伺いします。

牛久市では、各学校に学校栄養教諭が配置されていると聞いております。その方たちがどのように学校給食にかかわっているのか伺います。

また、牛久市食育推進計画は、健康づくり推進課が担当課となり進めているようですが、学校栄養教諭との連携について具体的にお伺いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、市内の学校栄養教諭、栄養職員についてお答えいたします。

市内の小中学校には、県職員として栄養教諭が6名、栄養技師1名が配置されております。そのほかに独自に栄養士6名を採用し、13校全ての学校に栄養専門職員を配置しております。

業務といたしましては、給食献立作成を初め、昨今では増加しております食物アレルギーを持った児童への対応、食材の発注検品、各教室を巡回しながら給食状況確認と指導をあわせて行っております。

さらに、栄養教諭につきましては、食育指導や食に関する研究等を行い、栄養士とともに食育の授業を行っております。特に、各種の栄養をバランスよく摂取する方法や地元の食材の旬なものをわかりやすく指導しております。

また、牛久市食育推進計画事業の市栄養士部会では、夏休み等を利用して親子料理教室開催を初め、「USHIKU野菜オーケストラ」による市民への食育推進に努めているところでございます。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 「うしく健康プラン21」、これを一応ちょっと持ってきてみたんですけれども、ここの部分に「学校・幼稚園・保育園では」という、「各教科や給食の時間などを活用し、栄養バランスのとれた食生活や望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性を育みます。また、地場産食材を取り入れた『牛久の味』を伝えるとともに、地産地消をさらに推進していきます」と書いてあるんですけれども、栄養教諭さんを入れて推進課のほうと何かやっているのかというのもちょっと伺いたいで、よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 食育推進計画、こちらは議員御指摘のとおり、健康づくり推進課のほうの所管ということでございますが、この食育推進計画の策定に当たっては、学校栄養教諭等も委員として参画をさせていただいて、この計画の策定に携わってきたと。それで、ふだんの学校給食における子供たちへの指導等につきましても、いろいろな食材の栄養価、どういふものにどういふ栄養があつて、体にどういふ影響というか作用があるのかとかそういった指導を行ったり、特に「牛久の日」というのを年間3回ほど実施しているわけですが、その中ではその食材が牛久のどの辺でとれたものなのかなんていうこともあわせて指導をしたりということをしております。

ちなみに、来週ですかね、19日の日がことしの最初の「牛久の日」ということで、牛久の特産の河童スイカ等が出る、非常に子供たちに人気の食材でもありますので、議員もぜひ、270円を握りしめて来ていただければ大変うれしく思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

次に、昨今、朝御飯を食べないで登校する子供たちをたくさん聞いております。一日の始まりの源となる朝食は、子供の体の発達のみならず、学力にも影響するという話があります。牛

久市の小学生や中学生の朝食を食べている子供たちの割合はどうなっているのかお伺いいたします。

こういった話を聞くと、学校での食育は家庭との連携が欠かせないと思うところであり、栄養教諭の方の果たす役割が大変大切なことと考えますが、栄養教諭における家庭との連携についてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 食育における家庭との連携についてお答えいたします。

平成28年、ちょっと古くなりますが、小学校5年生と中学校2年生を対象にした朝食に関する調査を行いました。この調査の中で、朝食を毎日食べている小学5年生は91%、中学2年生は83.5%となっております。現在、平成33年に朝食摂取率を100%にするという目標を設定いたしまして、食育指導を継続的に実施をしているところでございます。

特に、保護者の方々へは、給食日より献立表を通じて児童生徒が必要とする栄養に関する情報を提供するとともに、給食レシピをホームページで紹介をしたり、家庭教育学級などの機会を利用して、家庭で楽しく調理し、食卓を囲めるような働きかけをしているというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 正直、今の数字聞いて、牛久はすごいなと思って驚きました。

次に、給食を残さず食べることは大切なことではありますが、どうしても残飯というか、残菜が出てしまうのは仕方ないことです。やはり調理やなんかしたら切りくずやなんかもあるし、そういったのも残菜になるので、絶対出ないということはないと思うんですよ。その処分についてお伺いします。

小中学校の学校給食の残菜は、2年前までは学校給食ゼロエミッション活動として環境に配慮した取り組みが行われていました。その活動の成果がおおよそ出たこともあり、一昨年度に事業が廃止となり、今後は各学校でそれぞれの取り組みに任せることになったと伺っています。その後、学校の残菜はどのように処理されているのでしょうか。廃油のBDFへの活動の取り組みについてもあわせてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食の残菜の処分についてお答えをいたします。

各学校では、調理くずや食べ残しが残菜として排出をされ、大部分が生ごみとしてクリーンセンターで廃棄処理をされております。中学校では、ゼロエミッション事業により生ごみ処理機を設置したことから、こちらで以前は処理をしていたということですが、平成26年度の段階では1台のみの稼働と、ほかがちょっと壊れてしまいまして1台のみの稼働となっ

ておりました。そこで、平成29年度、昨年度に1台を修繕し、現在2校で生ごみ処理機による生ごみの堆肥化等を行い、学校菜園や花壇等の肥料として有効利用を図っているところでございます。

本年度も1校の修繕を行う計画となっております、今後におきましても計画的に修繕を行い、残菜の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

また、給食で使う廃油でございますが、こちらにつきましては、うしくグリーンファームに回収をお願いをしております、BDFとして活用をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 次に、給食で使用する食器についてですが、食器も食生活には欠かせない要素の一つです。その食器ですが、現在はどのようになっているのでしょうか。

私のころは、アルマイトだったような気がします。その後、プラスチック製の食器の環境ホルモンなどの問題が世間で取り上げられました。そのあたりのことも含めて、牛久市の学校給食の食器が現在のものになった経緯をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食の食器についての御質問にお答えをいたします。

従来、給食提供につきましては、議員御指摘のとおり、以前はアルマイトの食器を使用しておりましたが、その後プラスチック製の食器に移行し使用をしておりました。しかし、プラスチック製の食器からの環境ホルモン等が人体に与える影響が問題となり、現在使用している陶磁器製の食器に変更をいたしました。

現在の食器は、小学生には若干重い、陶磁器ということで重く、さらに陶磁器ということから割れるというデメリットがございますが、環境ホルモン等の心配はなく非常に安全であり、家庭的な雰囲気と一種の高級感を味わえる材質となっているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 私も先日、牛久第三中学校に270円握りしめて、陶磁器の食器で給食を本当に食べてきました。おいしかったです。見学しているときに、陶磁器のものが割れたりなんか、あそこは本当に手洗いして、給食のおばさん、委託業者の方が一生懸命本当にやっていました。本当にもう感動するぐらい一生懸命やっていました。

そういった中で、割れた食器、結構やはり、どのぐらいあるんですかとか伺ったんですけれども、5枚から8枚ぐらいあるということは伺ってきたんですよ。そうしますと、1個どのぐらいするのかとかちよっと思ったりしてしまって、再質問でどのぐらいするのかお願いします。お皿、1人分全部、わかったら聞きたいんですけども、ごめんなさい、1セット分聞き

たいんですけれども。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 食器の値段ということでございますが、小学生用と中学生用で若干違いがございます。

まず、お皿ですが、小学生用がカタログ価格が1,240円に対しまして購入価格は720円、中学生用が710円。次に、おわんです。小学生用がカタログ価格1,130円に対しまして購入価格は660円、中学生用のおわんが690円。それと、これは自校炊飯校のみなんですけど、カレー皿も陶磁器の食器があるんですけど、こちらはカタログ価格1,390円に対しまして840円。それとお箸、こちらは220円のカタログ価格に対して184円、スプーンが110円に対して105円、フォークも同じく110円に対して105円。そして、お皿を載せるトレイですね、こちらはカタログ価格990円に対して605円ということで、合計しますと、小学校用が今申し上げましたようにカレー皿を除きますと全部で2,379円、カレー皿を含めた場合は3,219円、中学校用ですとカレー皿を除いた場合に2,399円、カレー皿を含めますと3,239円と、こういう状況になっているところでございます。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 結構高いので、正直驚きました。大切に本当に扱ってほしいなと改めて思いました。

次の質問に入ります。

次に、学校給食の食材の由来や生産地の情報、食べ物の旬や環境などについて子供たちが学ぶのも学校給食の役割と考えます。日本の食のあり方や生物を守る農業のことなど、全てが食育につながります。牛久市では、学校給食の食材は地産地消をうたい、積極的に取り入れていると聞いております。しかし、価格や作業性などもあり、一般的には冷凍食品や加工食品、輸入食品なども使わざるを得ない状況にあるかとも推測いたします。

そこで、まず一つは、学校給食の食材のうち、牛久市産が占める割合はどれほどなのか伺いたいと思います。

次に、冷凍食品、加工食品、輸入食費の占める割合がわかりましたらお願いいたします。

また、これはあつてはならないことですが、遺伝子組み換え食品は、使ってはいないとは思いますが、あわせて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 食材の地産地消についての御質問にお答えをいたします。

給食における地場産品の活用状況につきましては、平成29年度の給食におけるの県内産が71.8%で、うち牛久産は43%の使用となっております。牛久市の給食食材は、市営青

果市場の協力のもと、地元でとれる野菜を給食に提供いただいております。その中で、お米は100%牛久産のコシヒカリを使用しているところであります。しかし、野菜につきましては、農業者の高齢化に伴いまして年々減少をしているという現状がございます。

また、輸入食品の使用割合でございますが、こちらは6%、その他冷凍食品等は51%を使用するという状況でございます。

給食を提供するに当たっては、食材は、遺伝子組み換え食品を避け、国内製造品または国内産品を原則とすると表示をいたしました給食食材選定納入基準書に準拠することとなっております。納入検品の際にそちらの確認を行っているところでございます。あわせて、放射性物質の測定も義務づけをしているというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 学校給食は、子供たちの栄養を満たすことから食育へと目的も変わってきております。しかし、さまざまな事情から子供の食に心を配れない保護者もいることも事実です。食育が求められる時代背景だからこそ、栄養バランスのよい学校給食が子供たちの命綱の一つになっている側面もあるのではないのでしょうか。子供たちが大人になったとき、地域の農業や食文化や自然環境を思い、豊かでおいしい食生活が送れるよう、教育としての学校給食をもっとみんなで考えて、支えることができればと改めて思いました。

最後に私、これはもう本当に答えなくて結構です。私が食べ物に関してこれだけやっぱり言うていくというのは、私はずっと飲食店で小さいころから育って、皆さんもそうだと思うんですけども、小さいころは煮物とか、芋をふかしたものとかを多分食べて、おやつとかにしてきたと思います。裕福なところは別にしても。でも、そういうのってやっぱり、自分はおふくろの味だと思って、やはりそれは大事だと思うんですよ。そんな中で、その「お」の文字をとると「ふくろ」になって、その袋というと、要はボンカレーみたいにお湯の中にはあつか入れてレトルトで食べてきたと思うんですよ、皆さんもきっとそうだと思うんですけども。でも、その時代から今度は電子レンジでチンとかして、今はコンビニに行けば本当にもう世界中のものが何でも買える時代じゃないですか。

それで、私は学校が服部の栄養専門学校で、行かせていただいて、調理師と栄養士と取らせていただいたんですけども、その中で今年の11月に、文化祭がやっぱりああった学校でもあるので、おかげさまで議員にさせてもらって、学校から招待を受けて行くんですけども、そういったときに校長となんか話したときに私がすごく印象に残ったのは、「池辺君、コンビニに行ったときに、おにぎりとかお弁当買うよね」と言ったときに「買いますね」と、「そのときに、野菜も一緒に、サラダも一緒に買えるような子供に育てていくのがこれからの食育だよね」と言われたときに、私は本当にそれはすごく痛感しました。やはり自分がそういうふう

に育ってきていても、今行ったらお弁当だけ買って、まあお茶ぐらいは買うかもわからないけれども、野菜までなかなか心を配って買えるかなと思ったときに、やはりそういうふうな形で食の教育ができれば牛久はすばらしい人材になるのかなと思って、改めて。まあ、これはもう自分の思いだけなので、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で9番、池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

次に、日程第2、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（板倉 香君） あす9日及び10日は、土日のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 異議なしと認めます。よって、あす9日及び10日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時13分延会